

目 次

決算特別委員会	光永敦彦府議	知事総括質疑	1 ページ
	新井進 府議	知事総括質疑	4 ページ
	知事総括	他会派議員の質疑	12 ページ
教育委員会	書面審査		20 ページ
土木建築部	書面審査		33 ページ

1999年度決算特別委員会知事総括質疑 2000、11、17**光永敦彦**（日本共産党、左京区）2000、11、17**高齢者の医療費大幅負担増、知事として国に中止を求めよ****【光永】**

日本共産党の光永敦彦です。数点について質問します。はじめに健康保険法等の改正についてです。現在国会で審議をされていますが、その内容は現在、おとしよりの医療費が外来で一回530円などの定額負担を、定率1割負担などとするものです。試算によれば入院・通院とも平均で1.5倍の負担になり、病院にかからない方も含め年1万円の負担増となります。高齢者の医療費の大幅増額につながる今回の改正について、国に中止するよう求めるべきではありませんか。知事のご見解を伺います。

【知事】 医療保険制度の見直しは、従来から全国知事会等を通じて国に対して十分な論議がされるよう要望している。現在、参議院において審議中の健康保険法等の一部改正についても、責任と権限を有する国会において、今後の十分な論議を期待したい。

【光永】

健康保険法等の改悪についてだが、制度が悪くなることについて、知事として何も言わない、何も言えないでは大変困ると思います。この不況のもとで、さらに患者負担を強いる今回の改悪について、国に対して知事として反対の声を上げるべき時だと思います。強く要望しておきます。

10月から保険料徴収。介護保険の抜本的改善はまったなし**【光永】**

次に介護保険についてです。制度実施後半年以上が経過しました。私はこの間、介護の現場や施設、市町村の担当者などに直接お会いして、お話を伺ってきました。「脳梗塞で倒れ、介護保険実施までは月約3000円だったが、4月以降は月1万5000円。負担が5倍になった。なんとか半年がんばったが、保険料の請求がきて、もうやっていけない」など深刻な実態が浮き彫りとなっています。

そこで伺います。知事はこれまで本会議答弁で「介護保険制度は順調に進んでいる」と繰り返し述べてられました。今もこの認識は変わりませんか。明確にお答えください。

次に、介護保険の保険料や利用料についてです。すでに全国でも京都府下の市町村でも保険料や利用料の軽減や減免措置が実施されはじめています。「年金だのみの生活では負担が重くてサービスを利用できない」という声をどう受け止められるのでしょうか。知事は、これまで「全国一律の問題については国に要望する」と言ってられましたが、低所

得者の保険料や利用料の減免を国に求められてきたのか、低所得者の減免制度・軽減制度が必要と認められるのか、お答えください。

次に、民間事業所の撤退についてです。4月以降京都府で56の事業所が廃止されています。主なものはコムスンですが、今大きな問題となっているのが農協合併にもなう農協のホームヘルプサービス撤退の動きです。京北町はすでに撤退、美山町では「町のホームヘルプサービスで受け入れてほしい」と、いとも簡単な打診があったようです。町に二つしかないホームヘルプサービスのひとつが撤退するとすると、利用されていた方はどうなるのか、ヘルパーの身分はどうか、事業者責任はどうなるのでしょうか。「民間の利用者も町にすんでいる住民だから放っておくことはできない。」と町の職員は嘆いておられるのです。知事はこういう事態が起こっていることをご存知ですか。また、どう対応されるのですかお答えください。

【知事】 介護保険制度については、介護サービスの利用状況や、介護給付費の支給・支払状況、また府内のいくつかの市町村が実施したアンケート調査結果から判断して、総じて大きな混乱もなく運営できているものと考えている。今後とも実施状況をみながら、市町村と連絡・協力をして必要な対応を行いたい。低所得者への保険料や利用料の減免については、介護保険制度は介護を必要とする高齢者を社会全体で支えようとする新しい社会保険制度であり、所得状況に応じて公平公正な負担が大切。なお、低所得者に対する配慮など、全国共通の課題については、全国知事会と連携しながら、さらに府独自に要望してきた。美山町および京北町のJAによる訪問介護事業所については、南丹JA統合にもなって、今後の運営をどうするか検討していると聞いている。仮に事業所が廃止されても、地元の他の事業所に引継ぐなど、サービス提供に空白期間が生じないよう指導したい。

特養の待機者数、利用抑制、地域間格差、これで「順調にスタート」といえるのか

【光永】

介護保険について、あらためて伺います。知事は「概ね順調」とお答えになりましたが、実態は違うと思うんです。この表をご覧ください。例えば特別養護老人ホームの待機者は、これまで5000人おられたが、4月以降この方がどうなったのかさえ本府としてつかめていない状況です。わが党の調べでは、舞鶴市の60人の施設に300人が申し込んでおられるような事態も起こっています。また、在宅サービスでは、全体が見込み量に対して低い到達で、要介護度を重く認定された方が、利用できるサービスの5分の1しか利用されていない。訪問看護など利用額の高いサービスの利用度が低いという状況も生まれています。

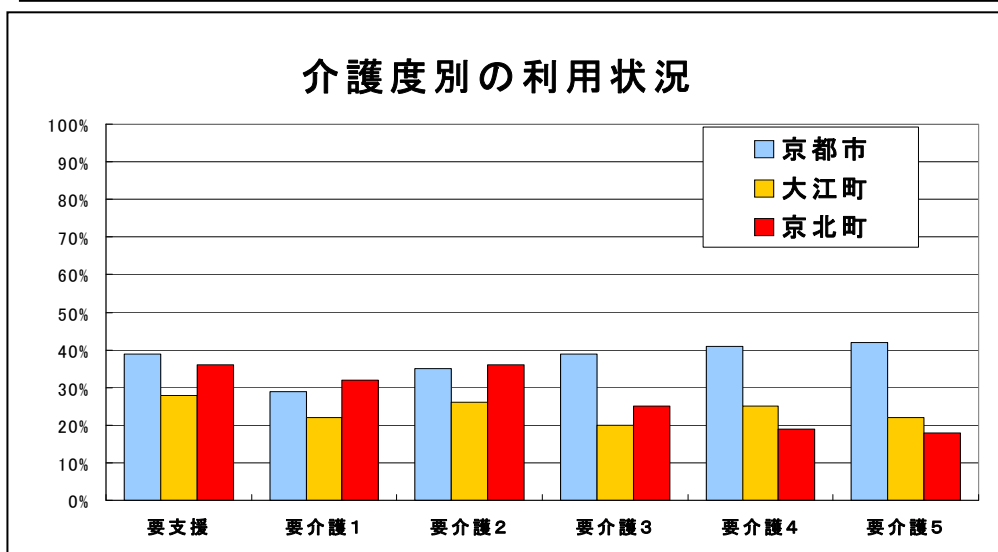
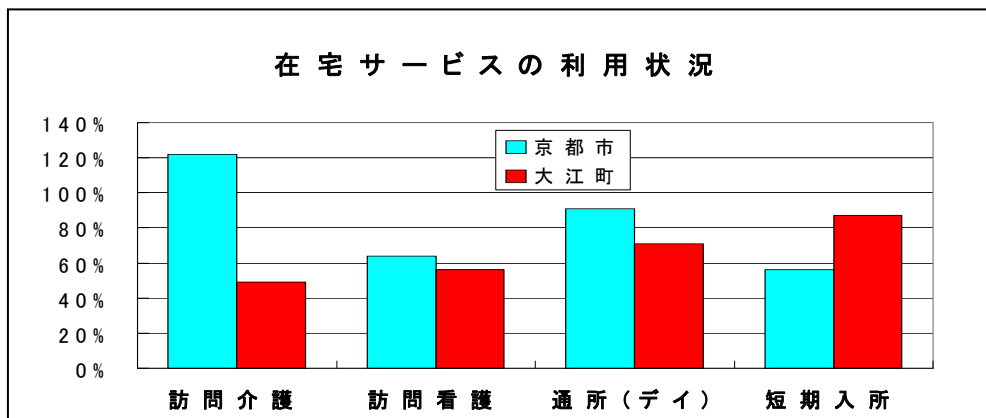
山間部での利用も低いというのが全体の状況です。利用料負担や基盤整備の問題があるのではないのでしょうか。民間サービス事業者の撤退で、さらに利用者にしわ寄せがいつてるのは先程述べた通りです。「順調」と言われる知事は、その原因を何とお考えでしょうか。

また、本府はこうした実態がつかめていないのですから、調査が必要です。すでに北海道や岩手県、山梨県などで実態調査を市町村と協力して実施し、施策に反映しているところもあります。3年後の見直しでは遅いのですから、実態の調査についての考えをお示してください。

次に保険料や利用料の負担軽減については、「負担軽減をしたくても国や府の援助がないとやれない」という切実な声もあがっています。そこで、国は減免の動きがあるのか、本府独自の軽減や減免に対する市町村支援を検討すべきですが、いかがですか。あらためてお答えください。

【知事】 要望の点は十分聞かせていただく。介護の点は、いろいろ聞いたり数字を見て、概ね順調にスタートできたと思っている。4月にできたばかりの制度を半年余でここまでできたのは、順調だと思う。人間のつくる制度だから欠点はある。はじめから100%完璧

じゃないとおかしいというのも建設的でない。ご指摘も頭に入れて、市町村と一緒に制度の円滑な実施ができるよう努力したい。低所得者の免除については、もともとこの制度が介護を要する方々を社会全体で助ける制度、保険制度をとっている。その中でできるだけ公平公正な負担が必要。制度をそのままにしておいて、5段階を6段階にするなど実態にあわせる制度も活用してほしい。基本的なものを市町村がふまえた上で判断してほしい。府として法律の中での問題は相談するが、まったく住民の責任と判断でされたものはその地方団体の判断だと考える。



特別養護老人ホームの待機者数		
	定員	待機者数
A (京都市)	100	390
B (舞鶴市)	60	300
C (宇治市)	50	70
D (加茂町)	50	53

関西空港二期工事に 16 億円を出すのなら、介護保険の負担軽減にまわせ

【光永】

知事も「京都新聞」をお読みと思うが、ここに書かれているような介護の実態やお年寄りの叫びに真摯に目をむけていただきたいと思うのです。

例えば、利用料の負担については、厚生省の推計で、在宅サービス利用料をすべて 3% に減免するのに京都府で約 16 億円かかると言われました。いま問題の関西国際空港の 2 期工事には、京都府として 16 億円だす計画ですが、介護が必要な方の負担軽減に使った方がよほど役に立つのではないのでしょうか。

「地方分権の時代」というなら、暮らしや福祉は本府として歯を食いしばってでも守るべきと考えます。あらためて介護保険については満足度調査にとどまらない、本格的な、例えば経済負担なども入れた実態調査をお願いしたいし、あわせて減免制度の具体化も強く要望します。

保育園の統廃合は新しい総合計画案に逆行する事態。本格的な子育て支援を

【光永】

次に子育て世代の一人として伺います。子育ての支援をすすめるためには、働く条件の整備、負担の軽減や支援の充実などが必要です。ところが、条件整備が必要な時に、例えば夜久野町やいくつかの市町村で、保育園の統合方針がもたれるなど、過疎化、少子化や財政難などで統廃合のうごきが起きている。保護者からは「若者の定住化促進といいながら、保育園を廃止するのはおかしい」「運営の効率化ばかりが優先されるのは疑問だ」という声があがっています。

もちろん市町村の事業ですが、京都府は新しい総合計画案の中に、乳児保育をすべての保育園で実施し、保育園への入所待機者をなくす子育て支援の目標を掲げています。

知事はこうした保育園の統廃合の動きについて事態を掌握されておられますか。またこれらは総合計画案に逆行する事態と思われませんか、お答えください。

【知事】 保育所統廃合については、実施主体である市町村が多様な保育ニーズや適正な定員の確保など、地域の実状に応じて決定されたもの。最も適切な保育内容を提供するために一部の保育所で検討されていると承知している。新しい総合計画でも、子育て支援などの少子化対策を府政の重点課題の一つに位置づけている。各地域の保育ニーズに応じ、乳幼児保育や延長保育など必要な施策を積極的に推進する。

【光永】

総合計画案でバラ色に描いたが、実行は「市町村まかせ」とならないように市町村への支援を強めるべきです。また、府としてゼロ歳児保育や乳幼児医療費無料化の拡充、若い世代への住宅支援など、本格的な対策を求めておきます。

不況のもと、保護者の教育費負担の軽減を。緊急対策と国が増額した補助金の上乗せを

【光永】

また、長引く不況のもと保護者の経済的負担も大変です。府立高校の授業料の減免を受けている人数も昨年度 1974 人。今年はすでに 2090 人。通学費も年間 30 万円を超えるところもあるようです。

調査によると、私立の中学や高校で 3 ヶ月以上学費を滞納している生徒が 17 校で 204 人もいることがわかりました。楽しみにしていた修学旅行にいけなかった子も 13 人。「みやこ信用金庫が倒産し、仕事が立ち行かなくなって、来年卒業できるかどうかわからない」

こういう声や、また北部では織物不況で廃業となり、「学費が払えなくなった」など、本当に胸が痛む事態がいま起こっています。同志社高校の生徒会では、「学費に困っている生徒を助けたい」とバザーで募金を集めたという報道もされました。

こうした事態に対し今、本府として緊急の対策をとることが必要ではないでしょうか。ところが、本府は昨年実態調査をしたにもかかわらず、今年はおおむね深刻なのに調査もしないし、授業料の直接助成も3億円削る。そのうえ国が学費負担軽減につながる補助金を増額したにもかかわらず、今年はその増額分3億円を本府は上乗せしようとしていません。なぜされないのですか、お答えください。

【知事】 私学振興補助金について、府の財政状況が厳しい中だが本年度当初予算で、私学教育の重要性をふまえ、経常経費、経常費、補助金の予算単価の見直しを行い、授業料減免補助制度の拡充など私学助成の充実につとめた。結果、前年度に比べ、4億5000万円、2.5%増の総額185億560万円の予算を計上した。国の単価改定をふまえた財源措置見込み額を大幅に上回っている。

補正予算による増額は、こうした状況を私学関係者に説明し見送った。

【光永】

私学への助成は、もともとは国が増額した分を、本府が上乗せしないことが問題なので、12月議会に直ちに補正予算を組んで、振興補助金を上乗せすべきです。また、授業料減免制度の府負担分の増額や通学費補助の要件緩和を要望します。

新井進 (日本共産党、北区) 2000、11、17

深刻な京都経済の落ち込み

知事は20世紀をどのように乗りきろうとしているのか

【新井】

京都の経済の状況については、もうすでに倒産件数が過去最高のペースで推移するなど、極めて深刻な事態にあることは、知事もご承知の通りだと思います。

みやこ信金、南京都信金の破綻で、整理回収機構(RC C)送りになるのが、伏見以南の宅建業協会800人の内、約7割だといわれています。そして、建設業協会宇治支部所属の業者200人のうち、7~8割にも上るのではないかといわれ、文字通り不安と混乱が大きく広がっています。その上、大手呉服卸問屋の倒産で、和装関連では「台風と地震が一緒にきたようなもので、激甚災並みの対策をとってほしい」という声もあがっています。今、こうした深刻な事態に直面している府民の営業とくらしを守る、これが府政の最大の課題になっていると思います。

そこでお伺いしますが、知事は先日、中小企業団体中央会と懇談され、「みなさんと力をあわせて20世紀末を乗り切って、21世紀を迎えたい」と述べられましたが、どのようにして、この年末を乗り切ろうとされているのか、まず、お聞かせいただきたいと思います。

2信金問題など、実態を詳細につかんで全庁あげた具体策を

2つ目は、乗り切り策を立てる上で大事なことは、実態をできるだけ詳細につかんで、実態に応じた対策を具体的にたてることが求められていると思います。ところが書面審査の段階で、理事者は2信金にかかわって、「何件の業者がRCC送りになるのか、実態はわからない」「つかめない」と答弁しました。「それではまともな対策が打てないのではないか」と、与党の委員からも批判がされました。こうした態度は改めて、実態をつかむように商

工部を指導すべきだと思います。同時に今、京都の中小企業や業者が何で困り、どういう対策を求めているのか、このことをしっかりつかむ。そのための実態調査を、この際全庁を上げてやるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

マル小融資の限度額引き上げを

第3に、当面の資金繰りがやはり問題です。2信金については、これまでから、わが党議員団として整理回収機構送りにしないための保証枠の拡大や保証協会の柔軟な対応、そして、別枠での無担保・無保証人・無利子の特別の融資を要求してきましたが、改めてこの実現を強く求めるものですが、いかがでしょうか。

また、マル小融資がありますが、この限度額を「1000万円まで引き上げてほしい」という声が強まっています。この際、金利の引き下げと合わせ、実行すべきではありませんか。

第4に、年末を控えて多くの業者が、生活費にも事欠くという事態も生まれています。くらしの資金の増額など、京都府に駆け込めば何とか相談に乗ってもらえる、何とか生きのびることができる、そういう緊急の体制・制度をつくるべきだと考えますが、いかがでしょうか。以上、4点についてお答えいただきたいと思います

【知事】 一昨日、中小企業団体中央会の各代表の方とお話を合いをし、第一線での現状認識、ナマの声も聞かせていただき、その厳しさを更に深く認識した次第です。その中で一緒になって20世紀をとにかくがんばり抜いて、生き抜いて21世紀に向かおうとお話をいたしました。私も行政と指導団体の役員の方々との連帯の中でお互いがんばろうという誓い合いをしたつもりでございます。中央会の役員の方々も、やはり行政でやること、業界でやること、経営者がやることという分別につきましては十分に心得た上でのお互いの議論であったわけでございます。

信用金庫問題や和装の不振など困難な課題が多い中で、一緒になって21世紀に向けて新たな発展をはかっているという所存でございますが、信用金庫の事業状態につきましては、先ほど村田委員にもお答えした通り、地域を上げて整備した相談窓口などを通して、それぞれの実態を十分にお聞きしながらきめ細かな対応に努めているところで、今後とも努力してまいります。

和装産業についてでございますが、去る5月の室町の大手卸業者の倒産の際に、当日、直ちに府・市共同で業界との会議を開催し、取り引き改善を呼びかけたところ、先般、業界内ではじめて取り引き改革の指針がまとめられたところでございます。京都府としてもこういった取り組みを支援するために、すでに京都市とともに「取り引き改善特別融資制度」を新たに創設するなど、業界の事態に即して迅速な対応おこなってきたところであります。

また信用保証につきましては、これまでから何度もお答え申しておりますように、京都信用保証協会において、個々の中小企業者の経営状況や返済の見通しなどを踏まえまして、切に対応をしていただいているところであります。

融資制度につきましては、法律による保証限度を最大限活用した制度となっております。また、無担保、無保証人で最高1000万円まで利用できる、新マル小の利用促進に努めているところであります。

生活面での困りごとにつきましては、これまでから府の地方振興局をはじめ、市の福祉事務所や町村役場、あるいは社会福祉協議会、民生委員など府民の身近なところにおいて常々相談をお受けし、ケースに応じた適切な各種の福祉施策を受けて頂いているところでございます。

くらしの資金の増額などにつきましては、事業主体であります市町村の大方の意向を踏まえ、現行の制度を維持し、実施してまいりたいと考えております。京都府といたしましては、今後とも市町村など関係機関と連携し、生活でお困りの方のご相談には迅速で、親切丁寧な対応が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

法の枠を超えてでも緊急対策が必要ではないか

【新井】

中小企業団体中央会と「お互いがんばろう」と言われたようですが、今の答弁を聞いていますと従来のように実態調査をされるとは、まだ、言われていないわけですし、さらに対策については現行の制度の説明をいただいただけで、これでは多くの業者が20世紀末を乗り越えられないという事態になりかねません。

先般、大地震の被害を受けた鳥取県では、法を乗り越えて個人住宅支援のために一律に個人への300万円の補助を決めました。これについては鳥取県の知事は「被災者の中には高齢者世帯が多い。放置すれば地域の共同体が守れない」ということから、法になかった決断をされたわけです。

京都の経済も南部も北部も、和装産地もまさに地域が崩壊する同様の事態に直面しているわけですから、知事も従来通りの行政的、官僚的答弁に終始せず、せめて鳥取県の知事に見習って、大震災並みの被害を受けているわけですから、思い切った対策を取られるよう強く求めておきます。

融資問題で、新マル小へと言われましたけれども、今回の書面審査で自民党の議員からも「無担保、無保証人で、しかも非課税でも融資が受けられる小企業融資制度の役割は大きい。これを1000万円まで上げてほしい」という声が出されたわけです。知事は新マル小でと言われましたけれども、新マル小は緩和されたとはいえ、納税要件があります。京都では7割が赤字法人という状況が5年以上も続いているわけです。だからこそ納税要件のいらぬマル小を上げてほしいと言うのが、多くの業者の声になっているわけです。この際、この要望に応じてマル小の改善を強く求めておきたいと思えます。

さらに、新マル小でいわれましたけれども、新マル小についても再保険を無担保保険でやれば納税要件はなくすることができるわけです。この際、この改善をされるべきだと思いますが、知事のお考えを改めてお聞かせ願いたいと思えます。

「4府総」の目標と到達点の評価はどのように見ているのか

【新井】

今年は「4府総」の最終年度にあたって、「新しい総合計画」づくりがすでに取り組みされているところですが、「4府総」の総括をどうするか、これが大事だと思います。理事者は書面審査の段階で、高速道路やJRの電化率などをあげて「全体としては締めくりにふさわしい達成の状況」と述べましたが、「4府総」には、「豊かさや均衡ある発展をめざして、活力ある地域経済の確立をめざす」と、これも大きな目標だったと思えます。これについて知事は到達点をどのように見ておられるのか、お聞きかせいただきたいと思えます。

【知事】 真の豊かさや均衡ある発展をめざしまして、京都縦貫自動車道や京都縦貫幹線鉄道をはじめとする総合高速交通網の整備や関西文化学術研究都市などのプロジェクトを展開いたしますと共に、大きく変動する社会経済情勢に適切に対応するために産業、福祉、教育、文化などの府民生活を支えるきめ細かな施策も着実に実施してきておりまして、すでにお答えしておりますとおり、交通網の整備など一部「新しい総合計画」に引き継ぐものもありますけれども、「4府総」は20世紀を締めくくるにふさわしい達成の状況に至っていると考えております。

基盤整備ばかりの成果が強調されているということではありますが、「4府総」策定時の府民意識調査によりますと、道路・鉄道などの交通網や下水道など、府民生活や産業にかかわるインフラ整備にかかる要望は、常に上位1位、2位にきておりまして、府総に基づく道路鉄道事業や生活関連基盤の整備の進展などによって、それに応えてきたことが府民の

豊かさの実感や地域経済の活性化という面からも大きな成果を上げてきていると考えます。

欧米に比べてフローの点では豊かになってまいりましたけれども、社会資本等のストックの面では非常に遅れをとっている。道路、下水道、公園、住宅、こういうものが足りないということは、各政治家も言ってきたことでありますし、国民もそう考えてきているところがございます。また、例えば道路等の整備によりまして移動期間が短くなりますと、時間という人間にとって極めて貴重な恩恵があるわけで、それによって経済活動も盛んになりますし、あるいはレジャー等の時間も裕福になりますし、また、潤いある生活ができ、いろんな意味で豊かさに直接関係するものであろうと思っております。

「新しい総合計画」につきましては、こうした「4府総」の成果を生かしまして、さらに発展しながら府民一人ひとりが主役となった魅力ある京都府づくりの指針となるよう、最終案をまとめてまいりたいと考えております。

府民のくらしの豊かさにつながらなかった「4府総」の10年間

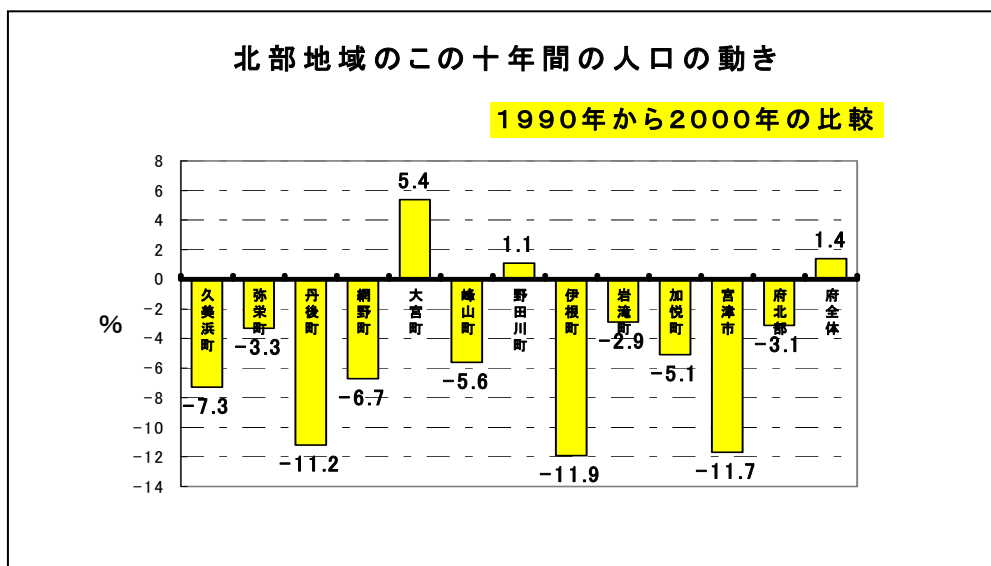
【新井】

ここに表をつくっておきました。少し細かいですが、この10年間の京都の経済がどうなったのかをまとめたものです。

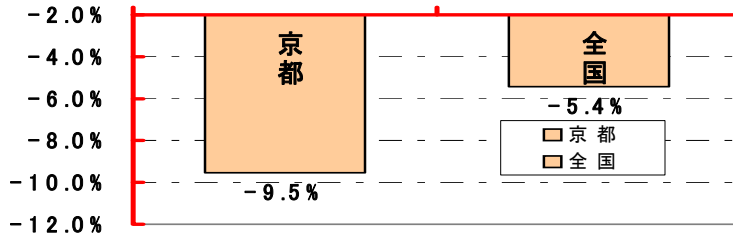
事業所の減少率は京都が9.54%で、全国が5.45%ですから2倍近い。阪神大震災を受けた兵庫が2年前は最下位でした。しかし、今回は京都が最悪という事態になっています。小売商店についても、「4府総」では大型店との共存共栄と言われましたわけですが、伊勢丹の誘致や北部地域で言えばリゾートの民間特定施設として誘致を呼び込みをする、その結果、大型店は大幅に伸びて、売場面積も大きく伸びています。反対に5人未満の小売商店は5軒に1軒がこの間、倒産や廃業に追い込まれるという事態です。農林漁業にも軒並み大幅な減少をしています。

その結果、「4府総」では北部地域では地域政策を強力に展開する中で人口をわずかながらでも増やしていくと書かれていましたが、大宮町と野田川町は若干上回っていますが、北部地域全体では相変わらず減少して、過疎化がいつそう進む事態になっています。

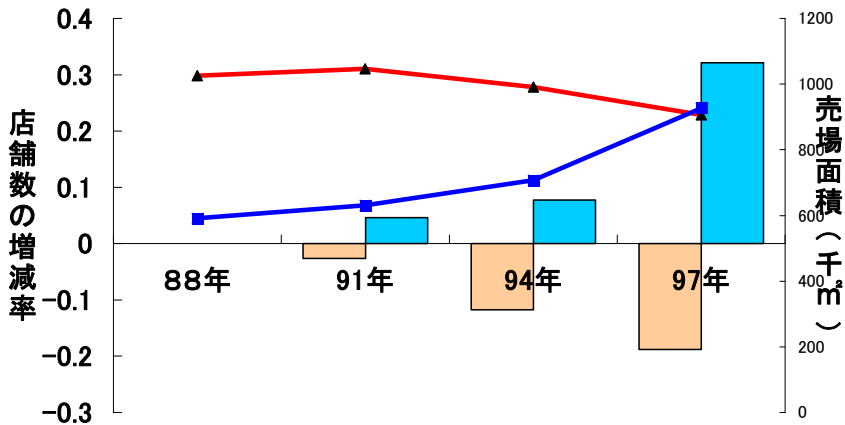
「4府総」について知事は先程、ハードの問題が住民の要求だといわれましたけれども、そのハードの整備が京都の経済や暮らしの豊かさに結びつかないと意味がないのです。その角度から、もう一度、知事のご見解をお聞かせ願いたいと思います。



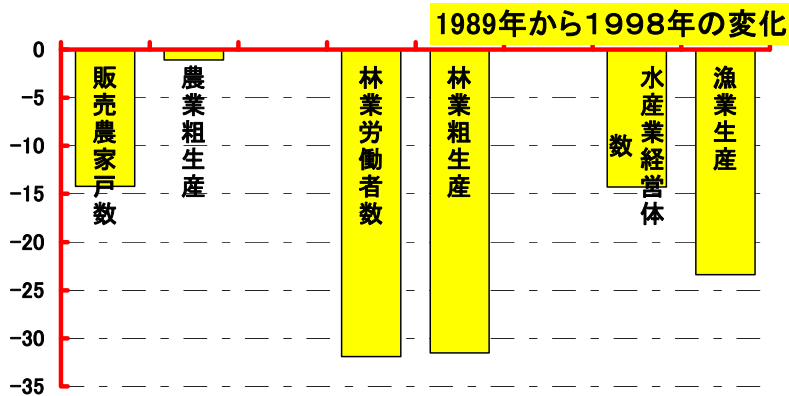
全国 ワースト1の事業所減少率
1991年と1999年の比較



激増する大型店、減少する小売店



農林水産業の10年間の減少



【知事】 鳥取県の例を言われましたけれども、それぞれ自治体が自治体の中で知事の判断、また府民、県民の信託を受けた責任を持っているんな判断をされるのは、これはお互いが自主独立でやっていくべきだと思っているわけです。

ただ、鳥取県知事が官僚的でなくて、私が官僚的なような言い方をされましたけど、実は片山鳥取県知事は、私がここへ副知事で来るまで私の下におった方で、まさしく純粋の官僚でございます。事々においてはそれぞれの確な判断をしているわけで、一つの事例だけですべてを言われるのはいつもの手ですが、納得いかない感じがいたします。

マル小につきましても、かねて本会議でずいぶん議論をいたしましたので、それを思い出していただければ結構かと思いますが、3年間の間に1回でも赤字であっても緊急対策はやって改善も2年半ほど前にやりましたし、そのためには無担保保険等もすでに活用いたしております、私たちもできるだけいろんな制度を活用しておりますけれども、結局、私たちが新マル小で折角、現実利用している方もそっちが多いんですが、努力をしているわけですから、いままでの経過にこだわらずに新マル小は使っていただいて、それで解決していただきたいと思うわけです。

【新井】

鳥取県の知事は部下だったということですが、前も石川県の知事なり金沢の市長が同僚だったと言われましたが、ただ、この場合、見ていただきたいと思うのは、鳥取の場合に大地震の被害を受けて、思わぬ被害が住民に出てそのことによって地域が崩壊するかもしれない、共同体がなくなるかも知れない、この場合に行政として、従来は「個人財産のために補助金は出してはならない」という解釈であったわけですが、今度はそれを乗り越えて判断されたわけです。

京都の中小業者の状態はある意味ではこのままでは京都の経済、伝統産業そのもの、地場産業そのものが崩壊するかも知れない、こういう事態になっているからこそ、従来の考え方ではなしに全面的な対応を取るべきではないかということを示しているわけで、ぜひ、取り組んでいただきたいということを示し上げておきたいと思います。

新マル小について言えば、3年間の間に1回でも納税要件となりましたが、5年前から京都の場合、68%、69%の法人が赤字経営になっている、5年以上続いてきているんです。だから3年に1回のもも出せないという中でマル小を1000万に上げてほしいという声が上がっているわけで、そういった実態をよくつかんで、知事も対策については検討いただきたいと思います。

【知事】 いろいろ表にしておっしゃいましたけれども、企業の数が減っていると、人口が減っていると言われますけれども、こういう問題はすべて全国的な人口問題、あるいは過疎過密の地域の問題、産業構造の変化、いろんな形のもものが総合的に出てきてその数字が出てくるわけで、今の産業事業所の減少率も京都府と全国の比較をされましたけれども、大都市というのは事業所数が増える傾向にあり、東京と大阪の数字を出していただきたい。それを比較して京都府はどうかと言っていたいただきたい。何かとんでもない東京、大阪はずっと京都より悪くて、別によその悪いことを言う気はないんで黙っているわけですが、そういう不正確な言い方はやめていただきたいと思います。

「新しい総合計画」は地域の産業、自然、人的資源を生かした内発型で

【新井】

「4府総」の関係ですが、全国的な問題だと言われましたけれど、確かに全国的に同じ

ようなことが起こっています。

バブルがはじけて不況になって、消費税の増税で不況をさらに深刻にしたのが自民党政府ですけれども、全国的に不況に落ち込んだ中でも京都の落ち込みは特別に悪いわけです。

それは京都はものつくりの町で、国民の消費に支えられる和装産業や観光など特別な構造にある京都の経済を無視して、景気対策を公共事業の拡大をおこなってきた、ここに問題があるのは明らかではないですか。現に丹後リゾートにしても学研開発にしても、基盤整備をすれば企業や住宅が張りつく、活性化できるという呼び込み型がやられたわけですが、結局うまくいかなかったというのが、今の京都の実情だと思います。

それから東京や大阪と見比べてほしいと言われましたけれども、今、示したのは全国的な事業所統計の資料です。率ですから企業数で言えば違うかもしてませんが、率で言えば全国最悪ということに変わりはないわけで、知事も改めて資料を見ていただきたいと思います。

いずれにしても「新しい総合計画」をつくるにあたっては、これまでのような呼び込み型ではなしに地域の産業や自然、人的資源を生かした内発型の経済発展に切り替えること、ゼネコンの儲け優先ではなしに府民の暮らしを守ることを第一にするという方向に、ぜひ、切り替えていただきたい、このことは要望しておきます。

【知事】 数字の話ですが、ここにある数字では全国で事業所数で一番減っているのが、東京都の6.1、大阪が3.0、京都は11番目で5.1でございます。従業員数の減り方では東京都がトップで9.7、大阪府では10.5、京都では5.7で、これは平成8年と現在を比べた数字ですけれども、いろんな要素がありますので、1つの数字だけで決めることだけはやめていただきたいと思います。

【新井】

今の数字は平成8年との比較だといわれましたが、私が見せたのは10年間の「4府総」をやって来た間の資料を示したのです。そういう意味で言いますと、全国的に言えばバブルの時期もありましたし、いろんなことがありました。しかし、トータルで見たら「4府総」をやった10年の結果、こういうことだと示しているわけで、知事の答えられたのは、私の言った質問とは違う答弁をされたので、指摘しておきます。

同和経営指導員など、特別施策について全庁的な再点検を

【新井】

監査委員から同和担当経営指導員の補助金について、経営指導員が部落解放同盟の事務所で仕事をしていることや部落解放同盟の役員と兼務をして、職務に専念していないこと。事務処理もまともに行われていないということが指摘されて、一定の改善措置がとられたところですが、これについては、これまでから、わが党議員団が問題を繰り返し指摘してきたことです。ところが知事も、理事者も「適正に執行している」と言いつづけてこられたわけですから、本府が部落開放同盟のような特定の団体や個人には、まともな行政指導ができない。これでは公正・公平な行政執行をおこなっているとはいえないと思うんです。

知事として、今回の監査委員から指摘を受けて、こうしたことについて反省されているのか、また、この他にこうした事態がないかどうか、全庁的に再点検されるおつもりはありませんか。お答えをいただきたいと思います。

【知事】 京都府におきましては、これまでからも常に公平、公正な業務の執行に努めているところでございまして、今後ともこうした基本姿勢に立って府政の推進に努める所存でございます。

なお、同和担当経営指導員につきましては京都府監査委員から平成11年度の補助金の支出については返還を求めるに足る事由は認められなかったとの監査結果をいただいたところでございます。また、それに合わせて今後の改善検討についての意見が出されました

ので、京都府といたしましては、監査委員からの意見に沿って同和担当経営指導員の設置団体である京都商工会議所及び京都府商工会連合会が設置いたしました経営相談共同分室において全員が勤務するなど、すでに改善をはかっているところでございます。

園部町長の社会福祉法人の役職兼務は法違反 公平公正な行政指導を欠いた知事の姿勢こそ問題

【新井】

監査委員から「返還命令は出なかった」ということですが、異例の意見が付けられてわけです。そういう意味で言うと反省が求められていると思うんです。知事のそうした姿勢が本府の行政執行にいろんな問題を起こしていると思うんです。

例えば、京都府は社会福祉法人への監査指導をおこなっています。国が定めた要綱でおこなうわけですが、ここでは「市町村長などが慣例的に理事長に就任したり、役員として参加することは適当ではない」と規定しています。ところが全国でもまれな事態として京都府で唯一、園部の野中町長が社会福祉法人「長生園」の理事長を長年続けておられて、府の理事者はこの是正すら求めてきていません。

また、では「代表権のある理事、組合長は兼職が禁止」されました。ところがこれも園部の野中町長が、少なくとも昨年の平成11年2月の時点で兼職を辞めるべきところを、府は特例で4月25日まで認めました。その上、この兼職が実際に解消されたのが6月15日ですから、4月25日から6月15日までは違法状態になった。それにもかかわらず府としては何の措置もされていません。これにはマスコミも「元京都府副知事の野中広務自民党幹事長の弟ともなれば、町長のやることにはだれも文句は言えないでしょう」と京都府の対応を批判しているわけで、まさに京都府の権威を失墜させるような事態が起こっています。知事はこうしたことを承知されて、認めておられるのかどうかお答えいただきたいと思います。

【知事】 できるだけ私たちも、いろいろご指摘のありましたことは真摯に受け止めてまして対応していきたいと、早速、対応させていただいたわけでございます。福祉法人の役員の問題とか、兼職の問題とかはいろいろ答弁も終わっていると思いますけど、もともと福祉法人等の役員を形の上だけで市町村長が兼務して、何にも出席もしない、名前だけではおかしいよということで問題が始まっているんじゃないかと思いますが、きちんと実体的に管理をしておられると認識しております。兼職禁止等もいろいろ経過のあった問題で、合併等の問題もあり、ああいう経過になりましたけれども、現在は適法な状態になっているわけです。

【新井】

知事は社会福祉法人の問題について、理事者が適正にやっているはずだと言われましたけれども、社会福祉法人の指導監査の要綱の適格性の中に、知事が言われたように、兼職をしていてまともに理事会などに出ないというなどはだめだというのは別項にあるんです。

それとは別に、地方公共団体などの長などが兼任しているのは適当ではないという項があるわけです。これがあるにもかかわらずやっているから全国的にもまれなんです。京都府で唯一なんです。そういう特殊な扱い方をされているところに今の京都府の公平・公正と言えない事態が生まれているということがあるわけで、このことを指摘しておきたいと思っております。

● 他党派の知事総括質疑の概要をご紹介します

高屋直志（自民党、北桑田郡及び船井郡選出）

一、新しい総合計画について

「新しい総合計画」試案が発表されたが、新しい総合計画のうち本府の目指す将来像に関して、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

① 京都縦貫自動車道の全線開通と宮津以北の高規格道路の延伸に加えアクセス道路の整備、JR山陰線京都園部間全線複線化の促進等、道路交通網の更なる整備に向けた具体的な取組はどうか。② 新しい総合計画の締めくくりに平成22年に、第25回国民文化祭を京都市との連携で開催できるよう積極的に検討すべきと考える。

【知事】 ① 京都縦貫道、つづく鳥取・宮津・豊岡道路など、高速縦貫道の整備を引き続き重点的に進める。完成すれば、京都一網野間の時間が200分から110分に短縮される。JR山陰本線については、二城一花園間の複線化に続き、のこる京都一園部間の複線化が必須。沿線市町と連携し、最大の努力をする。② たいへん夢のある提案として、十分に研究、対応したい。

二、京都新光悦村について

① 計画の現在の進捗状況はどうか。② 用地確保については、園部町が取り組んでいるが、取得状況はどのようになっているか。また、本府が用地取得する時期は、いつ頃の予定か。③ 造成後の土地め運用や分譲については、どのように考えているのか。

【知事】 ① 新光悦村推進協議会のみなさんなど専門家の意見も聞き、全体の運営計画や事業内容など、整備計画の具体化に向けた検討をしている。② 地元の土地改良公社において、ほぼ取得。府としては、平成15年の分譲開始にむけ、13年度の用地取得をめざす。③ もの作りの職人や工芸作家にたくさん進出してもらえるよう、例えば土地の分譲だけでなく賃貸も含め検討している。

三、農業問題について

国及びJA全国中央会は、米の需給調整と稲作経営の安定を図る観点から、平成12年「緊急総合米対策」を取りまとめたが、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

① 緊急総合米対策の導入はやむを得ないものとするが、その実施に当たっては、府内の農業や農家への影響ができるだけ少なくなるよう配慮いただきたい(要望)。② 本府では、水田農業の振興を図るため、「ハイレベル水田農業振興事業」等、積極的に取り組んでいるが、今後どのような取組をするのか。③ 中山間地域では、水田を守るための土地利用型作物である特産の黒大豆や小豆などと併せて京野菜など施設野菜の積極的な導入により収益性の向上が図られきた。平成12年度から直接支払制度が実施されることとなったが、地域の特性からまとまった農地を保有していない農家も多く、集落によっては事業の適用に様々な課題がある。できる限り地域の実情に即した運用が図られるよう期待するが、この制度をどのように推進するのか。

【知事】 ② 水田の有効利用と農家の所得安定を一体的に進めるため、ほ場整備とあわせ稲作の作業受委託でのコスト軽減や収益性の高い作物の産地作りをおこなってきた。平成11年農業諸生産額では、近畿全体が5.2%の対前年減となっているが、京都は0.5%増加。今後、京野菜など園芸作物を農家経営を支える重点作物として振興するため、園芸ハウスの整備、土地利用型作物などきめ細かく支援する。③ 中山間地等直接支払制度については、

知事特認基準による対象地域の拡大とともに、制度が実情を踏まえたものとなるよう国に働きかけ、結果、農地面積要件の弾力化、交付金使途などの要望が制度に反映された。

四、鳥獣被害防除対策について

近年、有害鳥獣による被害が増大しており、特に鹿の被害は顕著であるので、鹿の個体数管理を行うための調査を実施し「特定鳥獣保護管理計画」を策定したと聞いているが、この計画に基づいて、今後、どのような対策に取り組むのか。また、鳥獣被害を直接防ぐための防除対策も重要と考えるが、知事の所見を伺いたい。

【知事】 防護柵の設置、狩猟と駆除による個体数管理に努めてきた。メス鹿の狩猟解禁地域の拡大、捕獲頭数制限の大幅緩和（従来、メス鹿について一猟期に1人1頭だったものを、雄雌とわず猟期を通じ、一日、1人1頭に。メスは一猟期通じ93頭で頭打ち）した。防護柵の設置延長は、京都一東京間の約2.6倍、1300キロになっている。

村田正治（自民党、宇治市及び久世群選出）

一、不況・雇用対策について

不況・雇用対策は現下の最大の課題であると考えますが、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

① 現在、2信用金庫の取引先中小企業の融資債権が中信に引き継がれるのか、整理回収機構(RCC)に引き継がれるのかが、2信金から個々の中小企業に対し通告されている。2つの信用金庫から整理回収機構(RCC)に引き継がれる債権の状況など実態の把握状況はどうか。また、実態の把握に今後どのように取り組んでいくのか。また、整理回収機構(RCC)に引き継がれることとなった中小企業等に対しきめ細かな対応をすべきだが、どのように対応していくのか。

② 9月補正予算において、日産車体京都工場の事業縮小や信用金庫の再編などの影響を踏まえた緊急の追加対策として、離職者向けの再就職支援面接会を開催することとなったが、現在の取組状況はどうか。

【知事】 ① 国や関係機関とも相談し、地域をあげた体制を取っている。9月補正予算により、民間の金融機関経験者や弁護士、公認会計士などによる専門的相談体制も整備。本府の窓口だけでも500件の相談があり、実態を聞く中できめ細かな対応。国やRCCに対し、同機構に引き継がれる中小企業の方への対応について要請したところ、同機構の社長から一件一件、それぞれの企業の状況をみつつ実態に合った適切な対応をする旨、見解が示された。私も、健全な経営をし、健全に元利を返済している真面目な経営者が、機械的な計算上の担保不足だけで経営困難になるような措置は許されないと、強く申し入れている。

来る12月1日、国の主催で、第3回の中小企業金融に関する京都連絡会議が開催されることとなったので、こうした場も活用し、さらに実態をつかみ対策に生かす。

なお、今臨時国会で無担保保障の限度額の引き上げ、5000万円から8000万円などが審議されており、府としてもこの動向をよく見極めながら的確に対応する。

② 京都労働局、ハローワーク、職安とも連携し日産車体や2信金からの離職予定者及び中高年の求職者などを対象とし、第1回緊急再就職面接会を来週22日に開催する。京都駅前付近で開催するなど、場所も参加者の利便を考えた。第2回目は来年2月頃実施する考え。

二、府営水道について

① 新聞報道によれば、昨年11月に府本庁舎の事務事業を対象に国際環境規格ISO14001の認証取得をしたのに続き、府営水道の宇治浄水場においても同様の認証取得をめざしているとのことだが、その理念は何か。また、その効果や特色、取得時期についてはどうか。

② 最近、環境対策に係るコストと効果を比較掲示する、いわゆる「環境会計」の公表が盛んに行われようとしており、東京都水道局や大阪府水道部では公表又は導入されると聞い

ているが、本府の水道事業においても「環境会計」について研究し、環境対策に係る費用対効果を府民に公表すべきと考えるかどうか。

【知事】 ① 「環境先進地・京都府の面目にかかわる」と考え、府として取得。環境に影響する項目点検やマネジメントマニュアル作成などの作業をすべて手作りでおこない、電力や薬品使用量の削減目標も、設備改善など多額の経費をかけずに創意工夫によって達成するもの。その結果、12月20日頃には全国の水道事業体としては3番目の認証取得。

② 府民の理解を助ける指標として研究し、できれば平成12年度決算時には具体的数字を明らかにしたい。

三、地元問題について

① 「大津南郷宇治線」のうち、平等院付近について、都市計画道路「大久保宇治川線」の道路の拡幅整備の進捗状況と今後の見通しについてはどうか。② 都市計画道路「宇治淀線」は、交通量は多いときには1日あたり2万台と飽和状態であり、なかでも第二宇治踏切付近は慢性的な渋滞が発生している。宇治淀線のバイパス道路として「新宇治淀線」の実現を要望するが、相当な期間を要する。そこで、現府道の渋滞解消対策として、府道広野交差点の改良事業の進捗状況と今後の見通しについてどうか。③ 木幡池の水質悪化の原因及び対策についてはどうか。また、今年度の具体的な池の浚渫計画はどのようなものか。④ 東宇治地域における南北の幹線道路である府道京都宇治線は、慢性的な交通渋滞が日常化しており、早急な渋滞解消が望まれている。宇治市道「黄檗山手線」については、府道京都宇治線のバイパス道路として、また地域間連絡道路として事業に取り組んでおり、府道の渋滞解消にもつながるものとする。トンネルの計画もあり、膨大な事業費がかかるが、府としても、宇治市への予算配分の配慮や国への財源確保を要望する。

【知事】 ① 歴史街道関連事業として、宇治橋かけかえ、府道平等院線の整備などに取り組んできた。平成9年度から平等院付近の延長約400mにおいて道路拡幅、歩道設置、電線類の地中化などに着手。うち延長約250mの間については、平成13年度の完成めざしている。

② 広野交差点については、府道城陽宇治線から東側110mの間について、右折線と歩道設置をおこなうために平成9年度から事業着手。現在まで用地取得につとめ、右折の対象となる物件はあと1件を残すのみ。現在、保障交渉中。

③ 木幡池については、水質改善が望まれ、池に堆積した泥などの除去が有効であることから、河川環境整備事業を導入し、中池及び南池で堆積した泥のほぼ全量に相当する35000立方メートルというかつてない規模の浚渫工事を今年度から実施。宇治市や地元調整も終えたので、現在、年明け早々に南池の浚渫工事に着手するよう準備中。また、浚渫後の状況を適切に維持するための検討を進める。

坂根康史（公明党・府民会議、伏見区）

1 行財政改革の取組について

極めて厳しい財政状況を克服するには、引き続き積極的な行財政改革の取組が喫緊の重要課題であると考え、知事の所見を伺いたい。① 厳しい財政状況の中ではあるが、福祉は後退させないとの視点から、知事の所見を伺いたい。② 財政健全化指針に基づき、一切聖域を設けないとのことから、既存施策全般にわたり点検、見直しなど歳出抑制が図られたが、この歳出抑制は的確に実行できたのか、また、課題が残されたのか。③ 景気動向に直接左右される本府の歳入構造を外形標準課税などの導入により安定を図ることも考えられるが、本府の歳入構造を安定した財源基盤にするために、どのような考えがあるのか。

【知事】 ①② 昨年度来、職員定数の削減や給与の昇給ストップをはじめとする内部努力を徹底したうえで、施策全般にわたる見直しをおこなうなど、歳出の抑制に全力をあげている。府議会においても議員報酬をカットされるなどご支援を賜っていることに改めてお

礼する。こうした取り組みの結果、健全化指針に掲げる目標に照らし、臨時緊急的な財源確保措置も含めたものではあるが、おおむね60%程度、約400億円の達成状況にある。しかし、目標達成にはいまだ多くの課題が残されており、広域的な統廃合も含めた地方機関の見直し、府立医科大学附属病院、府立病院の経営改善、外郭団体の見直しなど内部改革に取り組むとともに、社会的に弱い立場にある方々への配慮など、福祉の面にも十分に留意しながら、時代の流れに即した施策体系の見直しにいつそう努めたい。③景気の動向に左右されにくい安定した財源基盤を確保するためには、都道府県税制の仕組みそのものを改めることが不可欠であることは、現在、地方税、財政制度の抜本的な見直しを国に強力に働きかけている。特に法人税の外形標準課税については、中小法人の負担に配慮しつつ、全国一律の制度としてできる限り早期に導入する必要があると考えており、国に対して強く要請するとともに、府民や企業、経済団体の方々にご理解ご協力が得られるよう努めている。法人税外形標準課税については、法人税が景気の好・不況によって大変大きく上がったたり下がったりするが、収入構造でこんなことでは困る。府県の歳出構造は学校の先生や警察官、職員という人件費としてある程度、景気がいいから伸ばす、景気が悪いから切るというふうに簡単にいかない問題、また、福祉や保健など景気によって乱高下させてはいけなく、そういう歳出構造になっており、安定した歳入構造にしていきたいというのが本意である。これができたら、財政の赤字が消えとか、税財政問題が解決するとかいう問題ではないことはご承知願いたい。安定のための分、広域的な考えの分であって、これで一気に増収をはかろうというものではない。問題は、国と地方との権限の分担にあった税財政に抜本的に変えていかなければ地方分権の責任が果たせない。

2 介護保険制度について

介護保険制度も7か月が経過し、様々な問題がでてきているが、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。①厚生省は、在宅介護に重点を置いているが、在宅介護をされている多くの方は特別養護老人ホームや老人保健施設への入所を希望している。要介護認定を受け、施設入所を希望しても、施設は満杯状態で待機を余儀なくされているのが現状であるが、現在の待機者は何人いるのか。また、この制度が実施された時点で既に施設に入所していた人は、自立・要支援と認定されても、特例措置により入所が継続できることとされたことにより、これまでの高齢者保健福祉計画に基づく施設整備計画に誤差が生じ、待機者が増えているものと考えるが、解消にどのように取り組むのか。②制度実施後、社会福祉法人や民間事業者が、営利優先に走り、介護サービスの低下があるのではないかと懸念している。実際、事業者による介護サービスが基準どおり適正に実施されているのか。また、この実態をどのようにチェックし、把握しているのか。さらに質の高いサービスを提供するためのオンブズマンなどによる評価制度が早急に必要と考えるかどうか。

【知事】 ①市町村が実施された、待機者を含む高齢者の実態やニーズなどの調査結果を踏まえ、この3月末に特別養護老人ホームの経過措置を含め、介護保健施設の利用見込み者数を定めた。実施後の利用状況は、複数の施設に入所希望を出している人も相当数あると承知しており、真に入所が必要な人のニーズを正確に把握することはなかなか難しいことだが、今後とも、介護保険事業計画に基づき、市町村と連携を密にして、ショートステイベッドの特別養護老人ホームへの転換も含め積極的に施設整備をし、計画の3年ごとの見直しの際には、必要な実態把握もし、適切に対応したい。②介護サービス事業者への指導については、事業者の連絡会議等を開催して、利用者からの苦情なども踏まえ、サービス提供上の注意などについて徹底をはかってきた。今月下旬からは直接事業者に出向いて、府独自に作成した自主点検表も活用しながら、指導をおこなうことにしている。オンブズマン制度については、今年度から実施されている特別養護老人ホームなどを介護相談員が訪問して利用者などの相談に直接応じる事業が効果的であるので、多くの市町村で取り組まれるよう働きかけたい。介護サービスの評価については、本年度中に国において訪問看

護などのサービスの評価項目、評価基準をとりまとめると伺っているので、その動向を注視し、適切に対応したい。

3 IT社会について

政府は、ITの普及・促進などの経済対策を具体化するため、約4兆8000億円の2000年度補正予算案を国会に提出したが、景気の下支えと構造改革の両立を目指す、情報技術による政府の経済対策に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。①IT化は、繊維業界・伝統産業の電子取引による国内外に向けての販路拡大効果などが見込めると考えるが、本府の産業界の活性化にどのように貢献すると考えるか。②インターネットを活用した電子府庁の実現により、住民サービスにおいては、各種の許認可申請手続や行政事務手続の簡素化、庁内においては、事務の簡素化による事務経費の削減が一層進展するものと考えているが、どうか。③障害者にとっては、コンピュータ技術を習得することにより、社会参加による自立の道が開かれることになるが、国の施策に先駆けて、庁内における職場の提供とともに民間企業への雇用拡大を図り、障害者が働ける環境づくりが重要であると考えるが、どうか。

【知事】 ①伝統産業、商店街、観光産業などあらゆる分野において、IT革命への対応は避けておれない課題であるとともに、新たなビジネス確保の面と両面ある。府としては、たとえば伝統工芸界がおこなうインターネットを活用した工芸品の販売、商店街に光ファイバーを敷設してお客に情報提供をおこなう事業、携帯電話を活用した観光情報の提供事業、下請中小企業の協同組合によるインターネットを活用した資材の共同購入や受注開拓の取り組みなど、さまざまな分野でのITを活用した総合的な取り組みに対して積極的な支援を行っている。今後、このような取り組みがかなり重要になると考えており、いっそうの支援に努めたいと考えている。②行政へのインターネットの活用については、インターネットを利用して自宅・事務所で各種行政手続が行える、もうひとつサービスが実現すれば大幅に府民の利便性が向上し、資源の節約や事務経費も減少する。ただこれを実現するためには、情報弱者対策等のさまざまな課題を克服する必要がある。国では平成15年電子政府実現が目標とされており、府としても電子府庁実現に向けて積極的に取り組みたい。③障害者の雇用促進については、これまでから事務機器の活用なども工夫をしながら、障害者の雇用拡大に努めてきた。城陽障害者高等技術専門校において、OA訓練を実施する一方、府独自の制度として新たに設置した障害者雇用アドバイザーを積極的に活用して、企業における障害者用OA機器の普及や就業環境の整備に対する相談などの取り組みをきめこまかく実施している。今後とも、障害者の方々の能力がいっそう発揮されるよう、職域の拡大など雇用の促進に努めたい。

稲荷義晴（新政会、亀岡市）

1 府税収入について

府税収入について、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。①府税収入については、長引く景気の低迷により法人2税を中心に大幅な落ち込みが続く中で、本府の財政も危機的な状況となっている。全国的には緩やかな景気の回復傾向が見られる一方で、本府の経済は2信金の事業譲渡や和装関連企業を中心に企業倒産が相次ぐなど、まだまだ厳しい情勢は続くものと考えられるが、今後の税収見通しはどうか。②「財政健全化指針」の中で、府税収入の確保を目標に掲げ、本庁に特別滞納整理班を設置するなど積極的な取組を評価するが、具体的にどのような取組を進めてきたのか。また、個人府民税については市町村が賦課徴収を行っていることから、徴収率向上を図ることは困難な面もあるが、大阪府においては府の職員を市町村に派遣し、協力して徴収確保に当たっていると聞いている。本府においても、個人府民税の徴収確保に向けて今後どのように取り組むのか。

【知事】 ①府税収入の10月末の調停実績は、高金利時代に預け入れられた定額貯金の集中的な満期に伴う府民税利子割の臨時的増収などにより、下落率が全国最悪であった昨年

同期と比較して、6.4%の伸びとなっている。今後は、府民税利子割の増収要素に加え、法人2税についても3月決算法人の中間申告、11月末申告期限の状況を見定める必要があるものの、全国最大の下落率となった昨年度の反動などもあり、全体としては当初予算の2750億円は確保できるものと考えている。②税収確保の取り組みは、年度当初に税収確保対策推進会議を開催して、その方針のもとに滞納整理強化月間を設定し、府内いっせいの夜間折衝の取り組みなどを実施してきた。また、バブル期に多く発生した大口困難事案については本年4月に本庁に滞納特別整理班を設置し、徹底的な調査のもとに徴収の確保に努めている。さらに本年7月には、全国的に問題となっている輸入重油の不正滞納事案についても関係する府税事務所などと連携し、約1億円の税収を確保した。個人府民税の徴収確保については、徴収している市町村に対して約37億円の徴収取扱費を交付しているが、市町村の徴収体制を強化するために、府が開催する研修会への参加や差し押さえ物件の合同競売などを実施しており、引き続き連携を強化するなかで徴収確保に努めたい。

2 企業立地対策について

府内の産業基盤を強化し税源の涵養を進めるという観点から、企業誘致を進めることは喫緊の課題と考えるが、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。①他府県においては、税制上の減免措置や助成金の交付など具体的な優遇制度を創設して、懸命な取組を進めていると聞くが、本府におけるこれまでの企業誘致の成果はどうか。また、企業立地に当たっての優遇施策について、税制上の優遇策も含めて、今後どのように取り組むのか。②北部中核工業団地については、来年度から分譲が開始されると聞くが、全国的に企業立地がなかなか進みにくい状況の中、京都新光悦村での「伝統産業と近代産業の融合」、丹後地域産業拠点での「環境」のようにコンセプトを確立して分譲を進めていくことが重要と考えるが、北部中核工業団地における企業誘致対策について今後どのように取り組むのか。

【知事】 ①府内の均衡ある発展をはかるために、昭和57年度から市町村と連携しながら、府北部中部への企業誘致に積極的に取り組んできた。厳しい環境のもとにありながらも、綾部工業団地で企業集積がすすむなど、昨年までに113社が立地した。これらの企業では現在合計6000人以上の方が働いている。このうち地元採用者は約80%にのぼっている。また、製造品出荷額については2203億円に達して、中北部出荷額全体の約25%を占めるに至っている。このように企業誘致は、地域の雇用や経済活性化に大きな効果を上げている。他府県でも企業誘致に懸命に努力しており、府でも府内に立地する主要な企業との懇談会やヒアリングなどを通じてよく意見を伺いながら、時代にあった効果的な企業誘致制度のあり方について鋭意検討していきたい。今後とも府内への企業誘致については、さまざまな工夫や政策を考えて、全力で取り組んでいきたい。昨日関西文化学術研究都市で開催された在関西の各国総領事を招いた視察会に私も参加して、京都の魅力をアピールしてきた。また、その後京田辺市に立地した世界的なメーカーの建設現場、まもなく来年には完成するので、この建設現場を視察してきた。最新鋭の設備が導入され、多くの雇用が形成されているとの話を聞いて、企業誘致が地域の経済や雇用に大きな効果をもたらすことを改めて実感した。引き続き北中部地域を含め、企業誘致に全力をあげて取り組みたい。②北部中核工業団地は、豊かな自然との共生というコンセプトのもとで、府北部地域の振興と活性化をはかるため整備をすすめている。このたび地球環境時代にふさわしい緑につつまれた工業団地という特徴をイメージされているように、愛称公募により結果的に、エコトピア京都三和という名称をつけることにした。京都の文化芸術と三和の自然がお互いに響きあい、長田の工業用団地、綾部工業団地と三和団地が響きあって連携を取り合って北部の産業振興に寄与するという願うという思いを込めている。現在、多くの企業が先行きの不透明感から新たな用地取得を伴う設備投資を手控えるという厳しい状況が続いているが、地域振興の思いを現実のものとするために、よい企業が多く立地してもらえるように、共同事業者である地域振興公団、三和町とも連携して、徹底的に企業誘致に努めたい。

3 地方分権について

地方分権整備法の施行により、多くの自治体は住民主体の地方自治到来を期待していたが、実質的には部分的な権限委譲に留まっている。また、税源委譲がされないまま、多くの自治体では業務量ばかり増える状況にある。これらの改善方策と市町村に対する財源措置について知事の所見を伺いたい。

【知事】 地方歳出と地方収入の乖離は依然大きなものがあり、今後真の地方分権型社会を実現するためには、裏付けとなる地方への税財源の委譲や国と地方を通じる事務配分のさらなる見直しが不可欠と考える。これまでから国に対して税財源委譲などを強く求めているが、今後さらに府はもちろん、全国知事会など地方六団体を通じ、さらに要請活動をすすめたい。府から市町村に独自におこなった委譲事務については、市町村事務特例交付金として、所要の財源措置を行っている。また、市町村に統一的に委譲された事務については、地方交付税などによる財源措置が講じられることになっているが、今後とも地方自治体の事務量にふさわしい税財源が確保されるよう、市町村とも連携して地方分権の推進に努めたい。

4 府内産材の利用促進について

①先日の新聞記事では、1998年の府内産材の流通量は、1970年の3分の1にまで落ち込んでおり、本府でも木材の良さのPRや佳金利の融資など、府内産材の利用促進を進めているが、依然厳しい状況が続いている。こうした状況の中で、本府では新たに林業や製材業と建築士らとの交流を進める「京の木材利用促進ネットワーク」事業に乗り出されたところであり、その成果に大いに期待されるが、府内産材の住宅等への利用促進についてどのように進めようとしているのか、知事の所見を伺いたい。②人工林を健全に育成し、優良な木材を作るためには、枝打ちや間伐などの保育管理が重要であり、本府でも、本年から始まった「緊急間伐5カ年対策」により、従来の1.5倍に当たる17,500ヘクタールの間伐が進められるとのことだが、この事業によって出材される間伐材の利用も一般の木材同様、大変重要と考えるが、緊急間伐5カ年計画をどのように推進し、また、間伐材の利用拡大はどのように進めようとしているのか、知事の所見を伺いたい。

【知事】 ①木材の利用拡大は、森林所有者の所得確保と森林資源の循環利用をはかるうえから、きわめて重要な課題と考える。府では、府内産材利用推進庁内連絡会を通じ、公共施設での利用促進をはかるなど、利用拡大に努めてきた。本年度から取り組む京の木材利用促進ネットワーク事業では、木材生産者と建築主や工務店、設計士などとの情報ネットワークを整備して、健康にもやさしい天然素材である木材の良さをPRするとともに、この新たな情報チャンネルを通じて、府内産木材の需要拡大をはかっていきたい。緊急間伐対策の推進については、市町村の森林整備計画や府間伐推進計画に基づいて従来から実施している補助事業や府営の公共事業による森林整備のなかで、重点的に間伐に取り組むほか、公社・公団事業とも連携し、計画的に実施していきたい。間伐材の利用については、森林組合連合会が綾部市に建設している小径木加工施設で生産する丸棒の土用資材を中心とした利用促進をはじめ、森林組合等で加工される建設材の活用についても、関係業界との取り組みを積極的に支援していきたい。

5 地元問題について

①J R亀岡駅の駅舎改築及び駅周辺整備に向けた気運が高まる中、本府の実現に向けた支援に感謝するが、J R亀岡駅の駅舎改築は、単なる乗降、乗り継ぎのためだけでなく、地域行政サービス機能や地域文化の発信機能を付加した複合的、総合的な施設整備が重要だと考えるが、新世紀に向けて、鉄道駅のあるべき姿について、知事の所見を伺いたい。②八木、園部方面から京都市内へ向かう通勤、通学者が急増し、J R山陰本線の朝夕の混雑は年々激しくなっている。混雑解消のためには、京都～園部間の完全複線化によるダイヤ短縮と列車の増発が不可欠であり、本府の複線化に向けた一層の取組と配慮を要望する。

【知事】 ①駅整備は、これまでから鉄道整備にあわせ、利便性向上、地域の振興をはかる観点から、市町村が行う駅舎整備に対する積極的に支援を行ってきた。多くの人、物が交流する駅は、交通結節点としての機能に加え、高齢者や障害者にやさしいバリアフリー化とともに、文化、経済、教育、学術の交流発進の場として、地域住民のニーズに応じた多様な機能を持つことが期待されている。地元各界各層の方々による市民組織、マイタウン亀岡まちづくり市民の会など、駅を中心としたまちづくりの種々の検討がすすめられていると聞いている。府としても、地元亀岡市から十分話を伺う中で、必要に支援を検討していきたい。

1999年度決算特別委員会教育委員会書面審査(2000・11・13)

島田敬子 (日本共産党・右京区)

養護学校に関連して

文部省調査研究協力者会議や本府の「あり方懇談会」の議論がすすめられておりますが、現状をより深く理解するために、いくつか具体的な数値をお示しいただきたいと思っております。養護学校児童生徒の医療的ケア、専門職配置など必要な体制は十分か

まず、養護学校の児童・生徒の障害の重度化、重複化かがすすんでおりますが、この点についてお示してください。●重複障害認定の数の推移●1:1の対応が必要な子どもの数●医療的ケアが必要な子どもの数。こうした集計の方法ではなしに違った形で把握されているということでしたら、その数字をお示しいただきたいと思っております。●専門職の配置状況ですが、言語療法士、作業療法士、理学療法士などの配置の状況について、学校ごとにお示してください。●ゼロ歳児からの教育相談体制の整備が進められていますが、本府の状況はいかがでしょうか。

【学校教育課参事】 ●障害の状況は、重複児童生徒の割合は、平成8年度一過去5カ年でとってみると、この率が50%であったものが57%と約7ポイントほど高くなってきている。●医療的ケアの必要な児童生徒は、本年度、通学している子どもたちが21名。●1:1での対応が必要な児童生徒数については、そうした観点からの調査派していない。教育課程を編成していく上で、児童生徒の発達状況を把握する必要性からコミュニケーション方法を中軸として把握している集計に変えさせていただきたいが、4段階に分けてA段階・表情や身振りで意思疎通を図る段階、この子どもたちが非常に重い類に入ろうかと思う。本年度も含めてこの間、30%程度で推移している状況。●零歳児の教育相談については、早期の教育相談ということで実施しているが、ろう学校の子どもたちを対象に、早期からの言語獲得が極めて大事ということで2歳児からの教育相談をやっている。それ以前の子どもたちは福祉聴覚関係の方からアタックをしていただいている。

【島田】

専門職の配置状況について、いろいろ議論になっているときに、府の状況の把握ができていない、数を持ち合わせていないというのは納得できる答弁ではありません。ないならしないで、しっかりとご答弁をいただきたいと思っております。

重複化、重度化が進行している中で、今、「あり方懇談会」では数字がしっかりと提示されていないように感じます。いずれにしても全国特殊学校長会からも、文部省に重度化などを踏まえて学級編成の基準を改善するよう要望されております。先ほどの、専門職員の配置、養護教諭の複数配置等々、国において予算折衝が行われている大変重要な時期ですので、ぜひ、学校校長会の立場で、本府としても強く要望する時期ではないかと思っております。

【学校教育課参事】 障害の重度、重複化の基準は、現在の標準法の学級編成基準は、障

害が2つ以上併せ持つ重複障害が3人が1学級、単一障害が5人一になっており、重度にかかわる観点では基準の中に盛り込まれていないので、現状にあった改正については教育長協議会等を通じて、機会あるごとに要望している。

寄宿舎の人手不足、施設改善は急務

【島田】

与謝の海養護学校の寄宿舎問題です。文教常任委員会でも指摘要望いたしましたが、職員長期病休者が1学期に1度に5人も出て、受け入れが困難ということで、入舎していた子どもを家庭に帰すということが起きておりました。10月28日をメドに4人が同様の処置をとられようとしている問題については、その後どのように改善されたのか伺います。

【教職員課長】 本年度の1学期末にご指摘の寮母5名の方が夏休み前に1カ月間、休養されたが、それぞれ代替職員を配置し、寄宿舎生にたいしての影響はなかったと考えている。病休で休んでいた職員については夏休みの開けた後に復帰し、十分な対応を行っている。

【島田】

明確な答弁にはなっていないと思います。実際のところ4人の生徒は退舎を免れたと保護者の方も喜んでおられると思うのですが、明確にお答えいただきたいと思います。

【教職員課長】 寄宿舎の寮母体制は従来から、学校長の意見を十分踏まえ標準法を超える定数を配置するなど、必要な措置を行ってきている。その中で学校長は工夫を行って適切に対応している。今後とも学校運営の実態を熟知して、管理運営に責任を持っている校長の意見を十分聞いて対応していく。

【島田】

今回は現場の努力で受け止めていただきましたけれども、これから冬場に入り、冬期の入所の子もたちが入ってきます。現在の非常勤手当、体制では到底、勤務が組めないのです。人員が不足する分について実態に応じて、早急に緊急に手当てをすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

【教職員課長】 ご指摘の2学期の初め、週末にかけての判断については身心の障害のために通学が困難だという判断のもとで、2学期になって学期ごとの入退者について学校長が判断をし現在に至っている。

【島田】

質問の主旨をまっすぐに受け止めて答弁いただきたいと思います。養護学校の学級編制基準の改善については現場から配置基準を改善してほしいと言う声が上がっているので、府教育委員会としても国に要望してほしいと言っているわけです。要望しておきます。

与謝の海養護学校の問題は、学校、校長先生ががんばって現場で対応されていることは承知をしています。私はこれを応援する意味で、実際に人手が不足しているわけですから、人的手当てを行うべきだと言っているわけです。これ以上の答弁が出ませんので、強く要望します。

寄宿舎の設備・施設そのものが障害者対応になっていないことも、教職員の健康を害する事態になっております。トイレやお風呂の設備は障害のある子どもが入れるような状況ではありません。段差もたくさんあります。2人、3人がかりで先生が抱えて浴槽に入れてお部屋にというようなことになっています。「あり方懇談会」待ちではなく緊急に、設備の改善は必要です。要望しておきます。

週完全5日制を前に養護学校児童生徒の学童保育も早急に実施すべき

【島田】

養護学校に通う児童生徒の学童保育について、2002年度から学校週5日制が本格実施されます。養護学校に通学する児童生徒の放課後、休日、長期休暇中の受入れ体制の準備状況はいかがでしょうか。保健福祉部における季節療育事業、学校週5日制実施に伴う学校外活動事業などが実施されてきましたけれども、それらを踏まえて今後の計画、方針を伺います。

【学校教育参事】 極めて大事なものと認識している。学校週5日制が始まった時、途中からの実施ということもあり、また地域社会において子どもたちをノーマライゼーションに対応して、地域社会の中で見ていただく気運を盛り上げていく必要があるということで、学校週5日制の校外活動等を実施している。今後についても、文部省の方針として完全学校週5日制を視野に入れ、全国子どもプランという形で地域の中で子どもたちの活動を活性化していく取り組みが進められている。こうしたことともあいまって地域社会の中で一般の小・中学校の学童保育の中にも養護学校の子どもたちが行っている所が数カ所出てきている。今後も市町村等と関係を十分はかり、学校での活動が促進されるようにすすめてまいりたい。

【島田】

これも明確なご答弁はありません。親として2002年度以降はどうなるのか、とにかく早く聞きたい、せっぱ詰まった状況にきています。「あり方懇談会」でも委員から発言がありましたように、「障害のある子どもがいる家庭は休みが増える分、負担が家庭に回ってくる。その受け皿は市町村にほとんどなく、保護者の負担が大きい」という声です。

学校週5日制事業に協力してきたPTAなど保護者からも、「現時点ではそういう受け皿がないし、今後の活動や行政からのバックアップがどういうふうになっていくのか不安だ」と言っておられます。

【教職員課長】 学校週5日制の問題は、今後、養護学校に通う子どもたちも、それぞれ地域社会の一員であるという位置づけが今後ますます重要になってくる。教育と福祉、府と市町村の関係が緊密に連携を取り合いながら、放課後の問題とか授業中の問題等、双方がいろいろと検討していくことが必要と思っている。「懇話会」の中でも医療、福祉との関係のあり方を検討していただくこととしている。

【島田】

児童福祉法の改正により、国の制度として学童保育が認められた現在、障害児学童保育をこの対象に入れていくこと。その体制を早急に整えることは本府の責任ではないかと思えます。先進的に府立養護学校の子どもたちの半数を受け入れてきた乙訓地域等では、「府立養護学校に通う子どもは市町村の責任の範ちゅうにない」としたこれまでに比べれば大きな前進ですけれども、運営費のほとんどを保護者の直接負担とバザーなどの収益に頼っているのが実情です。

健全な子どもたちは放課後や長期休暇中の保育制度が保障され、本来もっとも社会的なサポートが必要な障害児が制度から外される事態にあるのに、今だに検討することが必要だというようなレベルに止まっているのは納得ができません。せめてどこが責任を持って行うのか、ということぐらい明言する、その立場で市町村と協議をするということが必要ではないかと思えます。

最後に要望に致しますが、与謝の海養護学校の生徒についても宮津市が受け入れていただくようになりました。保護者にお話を聞きますと、この夏休みは、養護学校の生徒だけはクーラーのない古い体育館で保育が行われ、大変な温度になり、先生が車でドライブに連れて行ったり、「ミッブル」の店内で終日あそばせるなどの苦労があったようです。「健全な子がクーラーのある部屋にいて、障害を持った子どもが暑い炎天下で過ごさなくてはならないのは、納得できない」という保護者の声はもっともです。この点でも市町村と緊密

に連携を取って改善を要望いたします。どちらが責任を持ってやるのか、最後に聞いておきます。

【学校教育課参事】 現制度内においては、市町村が実施している状況で、障害児の学童保育をどう位置づけるかは、今後、検討すべき課題と思っている。

光永敦彦（日本共産党・左京区）

保護者の教育費負担軽減について

不況で苦しむ家庭に就学援助、授業料減免制度の周知徹底と充実を

不況のもとで企業の倒産や廃業に伴う解雇、リストラ、賃金カットなど家庭の暮しが本当に大変になっています。それにかかわって教育費の保護者の負担も深刻になっています。教育の機会均等やすべての子どもたちに等しく教育を保障する上で、現状を本府がしっかり把握して、経済的困難のために修学困難にならないように対応していくことが必要かと思ひます、そこで現在の現状をどのように把握されているのか、状況とそれにたいする認識、特徴などがあればお聞かせください。

【高校教育課長】 保護者負担については修学困難な生徒にたいして、授業料の減免制度、奨学金、育英会の奨学金など、さまざまな援護制度があり冊子を作って、対象の生徒にモレがないよう、制度を知らなかったがために利用できなかったということのないよう、工夫をはかっている。

【光永】

公立高校の授業料の減免者数が、平成9年度が1616人、10年度1739人、11年度は1971人とお聞きしていますが、11年度の申請者数は何人か、平成12年度の申請者数と決定数を現時点で分かる範囲でお教えてください。また、その特徴を教えてください。

【高校教育課長】 12年度の8月末現在の集計で申請者は2489人、決定が2090人。11年度の申請者は最終が2349人。授業料減免にかかる申請は、各学校では年度始めに授業料の減免制度があることを要項等で示し、すべての保護者、生徒に渡るように周知をはかっている。一部または全部を免除することがあるということをお知らせすることで、特段に事前に所得制限とか条件を設けてお示していないので、それぞれのご家庭の基準に基づいてお出しいただいている。高額の所得のある方もお出しいただいているのが現状。

【光永】

申請にたいして決定率が毎年、83～84%ぐらいになっていますが、申請にたいして制限がされているのか、深刻だから申請されると思いますが、実情に応じて弾力的な運用はもちろん必要です。基準があるなら明らかにしていただきたい。経済的困難による修学困難の援助という問題については、教育長にぜひ、現状をどう認識されているのか、改めて答弁いただきたいと思ひます。

【教育長】 課長が答弁した通りですが、経済的な理由によって修学が困難にならないような奨学金制度、授業料減免制度を周知し、基準に合った活用をしていただきたいと思ひています。

【高校教育課長】 入り口で制限を設けているわけではない。決定の段階でも一定の基準で総合的に精査をしており、その基準にのっとれば枠を設けることなく決定をしている。

【光永】

申請にたいする制限がされていないという理解でいいのですね。修学困難について、制度を周知徹底するのは当然のことです。事態が深刻なことに対してどう認識されているのかと聞いているので、もう一度、教育長に答弁いただきたいと思ひます。

【教育長】 社会経済情勢が変化しているのは事実だが、例えば、リストラで年度途中に

授業料減免制度の周知徹底と希望者にはすべて職を失ったような場合でも、職安の証明書等によって前年度の所得があっても、今年度はないような場合にはきめ細かく対応する、現行制度を有効に活用するという。経済社会情勢についてコメントするのは適切でないと思う。

【光永】

制度の周知徹底はさらにしていただきたい。また、希望者の事情に応じて積極的に対応していただきたい。要綱などがあるなら資料として出していただきたい。

通学費補助の基準も現状に見合った改定が必要

【光永】

遠距離通学に伴う通学費補助について、お聞きしますと丹後や北桑田、南部などにおいて遠距離通学者が大変多く、年間の通学費だけでも30万を超えるところも多々あるようです。これでは高校授業料の3倍に達しているといえます。加えてこれらの地域は公共交通網が縮小していて、地域経済にも深刻な影響を与えていると思います。

そういう状況をかながみて町では、例えば野田川町、加悦町、宇治田原町などが独自に補助制度を設けておられます。改めて今の距離基準15キロや、月額22、100円以上という基準について改善すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

【高校教育課長】 通学費補助は15キロ以上、所得制限などを設けながら実施している。平成11年9月本会議で知事から答弁があったように、この制度については保護者の負担軽減をはかるために実施して織り、全国的に見ても6府県で、財政状況が厳しいおり制度の趣旨を生かした運用を今後続けていくことが精一杯。

【光永】

大変厳しい事態なので、緊急非難的にも改善の検討を要望しておきたいと思います。研究をしていただきたいと思います。

岩田隆夫（日本共産党・中京区）

高校教育制度の問題点について

学校の中にⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類とランク付けを行うなど、類系別コースをつくるなど、全国にもまれに見る複雑難解な高校教育制度をつくり、出発当初から今日に至るまで、格差の拡大をはじめと公立高校にあるまじき問題を山積してきました。ここにきて「高校教育あり方懇談会」で手直し作業に入っていますが、放置できない緊急的な問題について3点、指摘したいと思います。

定員割れ、推薦入学枠の拡大などで矛盾拡大——抜本的な改革を

中卒生が減少期に入っている今こそ、公立高校では入学の門を広げるチャンスなのに、募集定員を削減している問題です。昨年は北通学圏で341人の不合格者が出て定員割れがおきました。南山城通学圏でも120人の定員割れが起こっています。不均衡を生み、公平を欠いた事態となっています。こうした事態の結果、高校進学率も低下して全国平均以下の95.1%、第37位であります。通信制で何とかフォローして面目を保っている事態だと思います。ところが来春も、普通科400人を中心に610人も募集定員を削減しています。私学との調整は必要ですが、目いっぱい募集定員を増やすべきと考えますが、お答えください。

【高校教育課長】 募集定員の策定については、中学卒業生の長期的な減少の傾向、各通学圏ごとの収容の実態、公立私立の協議を踏まえ進学率の維持向上を第1目標に適正に策定している。本府の高校進学率は通信制も含めて含めて進学率と考えており97.6%、全国的には10位。当初の進学率は達成している。一部、不合格者がたくさん出たという

指摘もあったが、北通学園の昨年の例でいくと倍率が一気に0.1ポイント上がるとか、少し特異な状況もあるので中学校の進学指導と協力しながら、適正な進学指導と確定に努めていく。

【岩田】

高校制度は中身のことを質問すると時間がかかるので、簡単に要望しておきたいと思います。私学との調整は必要ですが、中学浪人を出さないよう、中学生が希望する高校へ進学できるよう対応するのが府教委の役目です。受け入れるだけの器も教員の体制もあるので、定員を割った場合には大急ぎで2次募集することも含めて、1人も定員割れが出ないように、枠いっぱい門戸を広げる、受け入れられるだけの手だても取るということが必要だと考えます。もう一度この点について考え方をお聞かせいただきたいと思います。

【高校教育課長】 必要な部分の定員割れの学科については、学科の趣旨に沿いながら2次募集をしている。現在のところは適正に執行できていると理解している。

【岩田】

複雑で難解、不明確な制度ではバランスの取れた進路保障ができないで、矛盾が拡大し続けています。その矛盾をカバーするため推薦入学枠をドンドン拡大してきましたが、こういう方法は問題であります。当初の20%台から今日では50%台に増え、中にはⅢ類の100%とか、Ⅱ類の70%というのがありますが、こういった不明瞭かつ不透明な推薦入学枠の拡大は公平で公正なアチーブ入学試験制度を歪めてしまっています。至急、推薦入学枠を当初の20%以下に戻すべきと考えますが、お答えいただきたい。

【高校教育課長】 推薦入試の制度については、生徒の多様化、個性化の中でそれぞれの子どもたちを一つの尺度で見ることなく、さまざまな尺度から見ようということで始まったもので、文部省でも平成5年、平成9年とさらに選抜の改善をすすめるようにと通知を出している。それに准じ京都府の状況を見ながらすすめてきた。推薦入試で入ってくる子どもたちの状況は、積極的な目的意識を持った生徒が入学している。それによって学校の活化につながっていると評価をしている。そういう観点から改善を進めてきた。

【岩田】

定時制と通信制は、本当にひどい高校教育制度の中でその矛盾をフォローして生徒の進路を保障する役割をになっており、その教育条件を改善せねばならないのに、門戸を狭めているのもまったく逆行だと思います。当面は定時制の募集定員を狭めてはならないということ、通信制についても募集枠の確保と受け入れ体制の補強をすべきなのに、反対に募集を4月から3月に繰り上げて門戸を狭めています。至急、改善をすべきだと思いますが、お答えいただきたい。

【高校教育課長】 通信制で募集の時期を4月から3月に持ってきたのは、4月だと中学の路指導で担任の先生が異動等で変わった場合に、4月に入ってから継続した指導がなかなか難しいということから。定時制については現在の充足率が市内で80%程度で、今日の中3生の希望状況を推測しても現行の定員で希望をかなえていけるのではないかと考えている。

郷土資料館の資料や研修室など充実し、学術性の高い施設に

郷土資料館は学校教育にとっても、社会教育にとっても古代以来の郷土の歴史を学ぶ上で欠かすことのできない重要な役割を担っています。校外学習に利用されていますが、学年単位でだいたい行動されます。そこで最低一学年3クラス、バス3台で来館されても十分に対応できるように、また、天気の良い日は屋外授業もできるように、例えば150人くらいが一度に入れる研修室を確保するなど、資料館機能向上のための基盤整備が必要と考えますが、今後、どのように考えておられますか、お聞かせいただきたい。

【教育長】 郷土資料館についての認識については、岩田議員の指摘とまったく同じで、学校5日制、生涯学習の中で重要な位置づけをするものと認識している。現状は学校がそれぞれの郷土資料館を利用し、学習教材としてやっていただくような場合には、学校の先生が事前に資料館においでになって、現在ある施設の中でこういう授業形態をすれば生徒児童にとって学習効果が上がる、こういう現在の規模でそれぞれの学校が資料館にお見えになっている。ちなみに昨年は丹後で約60校、山城でも30数校が来ている。丹後では本館と長島家の住宅、国分寺跡がありますから3つの場所で、それぐらいの少人数で説明することによって教育効果があるということで、施設の充実整備は課題。今の学校の勉強については、現在の施設を十分有効に活用をしていただいている。

【岩田】

丹後、山城郷土資料館とも非常に学術性の高い、文化資源であるとともに、それぞれの地域において大変貴重な観光資源としても大事な一翼を担っているわけで、食事をするところがないとか、雨が降ったときは往生するとかいろいろ出ています。教育委員会だけの範ちゅうに入らない部分もあり、今後とも知事部局とも協議連係して現地の自治体、市町村とも協議して、全体として機能がいっそう発揮されるよう要望しておきたいと思えます。

収蔵保管スペースの十分な確保を

【岩田】

また府下の資料館と埋文センターでは、移された土器など文化財の収蔵保管スペースの確保が課題となっています。苦勞して発掘され、洗い出して、分類整理されたものなのに困り果てて、もう一度元に埋め戻そうかという意見すら出ているそうです。冗談ではなしにまじめに出ている意見だそうです。今後、収蔵保管場所の確保についてどのように計画されていますか。お聞かせください。

【指導部理事】 今日までに本府が保管管理しているのは整理箱にして45000箱あり、埋文センターの収蔵庫、丹後、山城両資料館の収蔵庫、プレハブの建設などで対応しているが、新たに宮津高校の余裕教室等を利用して、学校教育の中での活用を視野に入れた保管収蔵もすすめている。地方分権一括法が施行され今年3月31日現在で、保管している出土品については国の帰属から京都府、市町村の帰属になったので、これを機会に市町村からの要請を受け、現保管量の約30%にあたる13,000箱が市町村への帰属の手続きを終えている。現在、順次市町村への移管をすすめている。また、昨年度から雇用対策の一環として埋蔵文化財の収蔵庫の収蔵品の整理分類を進めてきた。現在までに実施した分に限って言うと、その約4割のスペースが空いている。今後、出土遺物がどの程度かシュミレーションして年間平均して1800箱と考えている。スペースについては現在の状況で対応できると考えている。

【岩田】

市町村への移管もすすめているということだが、今後も増え続けますし、どう活用していくかということになると単に積んであるだけではだめで、いつでもファイリングを取り出せるようにしなくてはならない。思い付きみたいですが下京区の仮設図書館跡は発掘した土器などの保管場所としては十分だと思うので、便利な場所でもあり検討の一つに加えていただければと思います。

梅木紀秀 (日本共産党・左京区)

30人学級の実施へ、文部省に意見具申をすべき

学校の先生と話をしていて、高学年の1クラス38人、39人の子どもを指導するのに苦勞している、実態を見てほしいと言うことで、学校に寄せてもらって見せていただいた

んですが、なかなか大変なことだと先生の苦勞を感じました。教育委員長さんは学校の現場に出かけて、そういう状況をご覧になったことがあるか、行かれたのであればどういうふう感じたか、聞かせていただきたい。また、教育委員会議でこういうことを議論されてきたのかどうか。

特に30人学級について文部省は都道府県、市町村でやるなら緩和しましたが、問題は文部省がしっかり財源的な裏付けを持って30人学級を実施しなくてはいけないと思うんですが、教育委員会として文部省にたいして急いでやるべきではないかと、意見具申、要望などもしていただけたらと思います。委員長さんのお考え、感想なりをお聞かせいただきたい。

関連して、明德小学校の今の6年生が、1年から2年、3年、4年時に79人とか81人とかで動き、そうすると3クラスになったり2クラスになったりで、子どもからすれば30人ぐらいのクラスになったと思えば、40人近いクラスになったり、かなり変化が大きかったんです。結局、今、6年生70人余りで37、38人のクラスになっています。これでは子どもたちの情緒、精神的にも負担があるだろうと思います。こういうふうに毎年、変るような場合に、激変緩和として府独自に30人学級、少人数学級でやれないか。

【教育委員長】 30人、40人学級の問題は、教育委員もできるだけ機会があれば、授業の現場を見たいという方針で、教育委員会としても行っておりますし、地方の教育委員会で催しがあってそれぞれ個別に出かけたおりに、できるだけその近辺の学校の教育状況を拝見する、校長先生や教員の方とお話をして、実情に関してはできるだけ知りたいという努力はしている。

40人学級、30人学級という形にはまったことではなく、弾力的に、必要なところに人数を配置できるようにしてほしいという要望は教育長、教育委員長会議からも文部省に出しておりますし、先般、文部大臣のお話では、その方向に向かって努力したいという所信表明があったので、われわれも法律の改正を待ち、できるだけ有効に、弾力的に効果の上がるような配置ができるよう、いろいろ考えているところ。

【管理部長】 学級編制の問題は、学年によって学級数が変わるということは現在の制度上、1クラス40人となっているので当然ありうる。ただ、こういうことも含めて現在、学級編成の仕方を国において標準法の改正も含めて検討されていると聞いている。制度ができて財源措置がなければ、府県独自で実施するのは困難で、府としては、教育長協議会などを通じて国に要望をしているところ。

教育委員会会議は傍聴者にもっとオープンに

教育委員会の臨時会を開催するときに、ちゃんと「臨時会をやります」と周知するシステムはどうなっていますか。

私も傍聴したことがあります。傍聴者にとって見れば教育委員さんの姿が見えない、全体が見えない。衝立があつて報告、回答をする事務局の方が見えない状態になっています。時代も変わり議会も委員会の公開をと傍聴者を入れていこうと議論をしているわけです。教育委員会も傍聴できるが、住民の方が委員会の審議のようす、全体が見渡せるような形でレイアウトを変更する必要があるのではないかと思います。

【教育委員長】 教育委員会の会場はできるだけ公開したいということで、私が委員長になってから毎回、必ず、傍聴の方がお出でになっています。よその都道府県の教育委員長とお話しても、「そんなに熱心に傍聴者が来られる委員会はおたくぐらいではないか」といわれ、非常に誇らしく思っています。会場が見通せないということですが、応える方は傍聴人に近い所におりますが、私が一番奥におまして、傍聴人は全部見渡せるので、多分傍聴人からも全員が見渡せると思いますので、傍聴の方に確かめていただきたい。

【総務課企画課長】 教育委員会議の定例会議は、教育記者クラブに連絡し、臨時会につ

いては緊急に開催をする必要がある、案件が人事に関するものが非常に多いので周知するということはしていない。会議室の様子は傍聴人の席と事務局職員、控えの理事者の席との間に間仕切りがあり、一部死角になってはいるが、会議の場はすべての委員、教育長、教育次長、関係部課長全員が傍聴席から様子が見えるような状況なので、支障なく傍聴いただける。

【梅木】

教育委員の会議は毎回、傍聴されていると言うことだが、臨時会はおそらく開かれているのが分からなくて、傍聴できないという例が過去にあったと思う。臨時会が決まった時に張り出しておくようなシステムに改善をお願いしたい。

会議の場所については、委員長から見渡せても傍聴者の方が回答される事務局が全部見られないんです。衝立てをなくし会議全体を見渡せるような改善が必要だと思う。

【教育長】 教育委員会を構成しているメンバー、発言する者は全部見えるようになっている。

【梅木】 傍聴の件ですが、傍聴者は全部の委員は見えるが、回答する事務局は見えないという状態と同じになっているわけでしょう。

新府立図書館の自動化書庫などのランニングコストはいくらか

府立図書館について聞きます。人が入れない自動化書庫が公立図書館で初めて導入されました。集密書庫も電気で動くことになっています。照明も含めてかなり電気代がいくと思うのですが、ランニングコストはどれぐらい見積もっているのか。

【社会教育課長】 ①新しい図書館は自動化書庫に150万冊の書庫を収蔵することになっているが、どれぐらいの電気代が要るのかは、来年度予算要求に向けて作業中で、積み上げているところで、今、明らかな数字は提示できない。

【梅木】

図書館については、大阪府立図書館の自動化書庫は、ランニングコストがかかるということでやめることになった。京都の場合は地球温暖化防止京都会議があって、本庁のエレベーターも止めているようなときに、自動化書庫にしてお金がかかるということになっている。来年度の予算要望をいくらしているかという問題ではなく、作るときに住民や研究者などから問題があるという意見があったのに無視して建てたんです。計画段階でだいたいどれぐらいかかるか見ていたのか、言えるのではないかと思います。

【社会教育課長】 150万冊予定し、市町村支援を建前にして市町村が持ち得ない蔵書ができるだけ多く持ちたいと設計した。

【決算特別委員会委員長】 理事者をお願いします。質問とまったく違うので、もう一度お願いします。

【社会教育課長】 ランニングコストがどれぐらいかは、今作業中で明確な回答ができる積み上げができていないので、もう少し時間をいただきたい。

【梅木】 ランニングコストが、いくらぐらいかかるかということは十分、検討した上で導入したわけでしょう。

大阪府の場合は、大変だということでやめたわけです。言えないということはかなりかかるのだらうと思うので、来年の予算委員会でまた取り上げます。ああいう物を作るのは問題だという府民や学者の意見をいっさい聞いてこなかったことが、マイナス点になっていると思うんです。資料の一体的活用についても、当初、言っていたようにはならなかった。閲覧室も60席で少ないというのは、「京都新聞」にも投書が出ています。そういう府民の声をしっかり聞いた図書館を、建設の段階でやるべきだったということを深く反省していただきたい。今後の行政運営の上でも大きな禍根を残したということを指摘しておく。

図書館未設置自治体、配本サービスの充実……

市町村図書館とのネットワーク化には支援が必要

市町村とのネットワークが問題になっていますが、参加するのにA型（データベースも全部含めて）、B型（データベースには登録しながら、町民が借りるときにデータを使って借りることができる）とがあり、そうするとかなり書籍を充実している、蔵書が多い図書館だと貸す方ばかりになり、一方は借りる方ばかりになる。市町村の中でアンバランスが出てくることを考えると、府として金銭的な援助も含めて何か支援が必要ではないかと思えます。ネットワークを100%結んでいく上での、お考えをお聞かせいただきたい。

市町村支援をする上で、検索ができるようになってどこに何があるかということが分かるようになっていくと、いざ本を借りようと思ったら配本車が走る、11年度の報告では月2回走ったと言うことですが、週1回でも少ないのではないかと思います。そういう意味では配本車を充実する、さらに府の北部、福知山、綾部あたりに配本車が週に何回か動けるような形でのサービスをする必要があるのではないかと思います。お考えをお聞かせください。

図書館の未設置市町村がありますが、国立国会図書館の本を借りようと思うと、市町村図書館での閲覧しかできない、公民館図書室では閲覧もできないのです。未設置市町村をなくす、全市町村に図書館をつくる必要があると思いますが、府の考え方を聞かせください。

【社会教育課長】 市町村を含めたネットワークは、理想はAタイプで入ってほしいが、当面はA、B両方を駆使しすべての市町村間、公民館等の図書の施設を結んでネットワークを構築したい。構築したら府立図書館で持っている専門的な図書を、例えば北部の市町村で貸してほしいということがあれば、今も連絡協力車が月2回回っており、リアルタイムに電算で要望を出していただいたら連絡協力車で提供するシステムを考えている。国立国会図書館ともいずればネットワークで結んでいくことになるが、今のところ関西館の運営システムなど詳しいことが入っていないので、国会図書館の年齢制限とか、貸し出しをしない閲覧だけであるのかということもあるので、理想的な関係の仕方が取れるように検討していきたい。

三木一弘（日本共産党・上京区）

教員の定数配置の改善を

先生の身分上、健康上の問題も重要な問題です。

定数内講師の問題ですが、時間がありませんので資料請求に変えたいと思います。昨年5月には292人と聞いていますが、現在の状況はどうなっているのか。小・中・高校別の人数、男女別、年齢別、勤続年数別などについて資料を要求します。

【教職員課長】 定数内講師の資料請求については、あくまで1年間の任期を付した臨時的な任用職員ということで、断続的な任用であるとか、市町村間を越える、講師間を越えるというような統計数値はとっていない。

【三木】

養護学校では半数以上の先生が講師ということになっています。この実態について改善される気があるのか、ないのか、あきらかにしてください。

【教職員課長】 障害児校の定数内講師については、現在、標準法を超えた配置をおこな

っており、今後とも児童生徒数の動向、退職者数の動向など長期的な視点にたった適正な配置をしていく。

【三木】

府立高校では教頭が12校に複数配置されています。その基準についてあきらかにしてください。

【教職員課長】 教頭の複数配置は、設置学科の特色など各学校の学習課題、指導課題など学校運営体制にかかる実態を踏まえて配置をしている。

労働安全対策を強化して、教職員の健康を守れ

【三木】

労働安全の問題ですが、9月の議会でも養護学校の問題を示して追及しましたが、その中で、問題なのは労働安全衛生委員会の設立について現場で話し合いがおこなわれていると聞いていますが、現状はどのようになっていますか、あきらかにしてください。

【指導部長】 労働安全衛生委員会は、可及的速やかに設置ができるよう、現在、関係団体と協議を進めている。相手方のメンバーが変わったりして一時中断をしていましたが再開をして、なるべく早く立ち上げられるようにしたいと考えている。学校現場ではそれに向けて昨年来、校長の方から努力をしていましたが、こちらの方が止まっていたためにあまり進展がなかったが、設置の見通しが立った段階で学校の方も動き出す。

【三木】

先生の病気の中で精神疾患の率が増加していると聞いています。今年の子算委員会では、平成10年の病気休暇が40人おられたそうです。そのうち精神疾患が20人程度と答弁されています。平成11年度も同じ程度と聞きました。全国では病気休職者全体の39.2%の1707人が精神疾患だといわれています。大阪では21.7%です。京都の50%とというのは非常に大きい。メンタルヘルスについてどのような配慮がされているのか、あきらかにしてください。

【指導部長】 精神性疾患の状況はおっしゃった通りで、それに対応する方法としてさまざまなことを行っているが、例えば、共済組合のメンタルヘルスハンドブックを用意し、予防対策事業—ストレスドックの実施、相談事業、啓発事業等を行っている。日常的には校長なり養護教諭が気がついた段階で早め早めに受診をするように勧めている。

教職員の健康確保に教育委員会は責任を持って

【三木】

労働安全の問題ですが、問題は精神疾患、特にとくに教職という仕事上、別の仕事につかせるということができないわけです。今の先生の状況を見てみますと、ストレスの状況がますます厳しくなっている。しかも複雑になってきて、年々、そういう疾患の方が増えていく状況にあるのではないかと思います。

とくに京都の場合、病気休職中の50%という高い比率を占めているのです。ぜひ、リハビリ勤務、その場合は代替え職員が必要になってきますが、教職員の労働安全に万全な対策をもっていただきたい。教育委員会はそういう立場で責任があるわけです。責任を十分痛感して健康面でも、経済面でも安定した身分がより子どもたちによい影響を与えるわけですから指摘しておきます。

● 他会派の質疑

工藤香代子（新政・城陽市）

①府立高校の充実——生徒の減少しているが中学3年生の生徒数の推移。生徒の減少が部活や教育活動に支障がでたり、生徒同士が切磋琢磨する機会が減るなど問題が指摘されている。統廃合、特色ある学校、中高一貫教育校など、今後の充実について。②教員の不祥事が多い。教員の資質、力量に欠ける教員には適切な対応が必要。教員として不適各な者は他の職種に配置できる法改正を検討している。③教育課程審議会の中間まとめで指導要録の原則開示の方針が出されている。高校の指導要録の開示についての考え。④保健体育審議会答申で、生涯スポーツ社会実現のため、2010年までに全国市町村に1つの総合型地域スポーツクラブを育成するとあるが府の現状と今後。⑤新学習指導要領のゆとりの中で生きる力の育成をめざしているが、授業時間数の減少で学力低下が心配される。

【教育長】 不適格教員——指導力不足等教員、病気休職の中に精神性疾患の方もいる。文部省の委嘱を受けた新しい人事管理のあり方研究会を設置し、市町村教育委員会、校長会の代表を含めたメンバーで実態の把握をしている。日常的に各学校は校長の指導の下で学校経営がされており、それぞれの教員が使命感、情熱を持ってやる。それについて組織の長である校長が各教員を把握することが必要。法の改正、調査研究会の中で評価の仕方を含めて鋭意検討をしていきたい。

【教育部長】 生徒減少は平成16年度ぐらいが底でピーク時の55%、23000人と推定している。地域によっては1学年が2～3学級という小規模校が出てくる。学校の活性化、生徒の発達時期を考えると適正規模とは考えられない。将来の適正規模を想定し、「あり方懇」でも大きなテーマとして議論いただくことになっている。これまでから特色ある高校づくり、新しいタイプの高校などを作ってきたがカリキュラムが弾力化すること、校長の裁量権が拡大することなどを踏まえると、いっそう特色ある学校づくりができてくると思う。

「あり方懇」での意見を少し紹介しておく、●京都府は全国比べて普通科の率が高い。特色が出にくい。●生徒の選択幅を拡大する必要がある。子どもの可能性、個性を發揮する場が必要。こうした議論を踏まえた上で、適正規模、適性配置については中間まとめ以後、本格的に検討していく。

【高校教育課長】 指導要録の開示は、請求があれば個別に検討して判断してきた。文部省の新たな見解、全国状況を踏まえながら検討していく。

【保健体育課参事】 文部省からスポーツ振興基本計画が告示され、成人の週1回以上のスポーツ実施率を2人に1人にすることをめざし、重点施策として全国的に総合型地域スポーツクラブの育成が上げられている。平成11年度から文部省の補助を受けて2町でモデル事業を実施している。

【学校教育課長】 学力問題——新しい学習指導要領の主旨理解を新教育過程説明会を実施し、府下の隅々まで浸透するようはかっている。

村田正治（自民党・宇治市久世郡）

①学校評議員制度の実施の見解。②高校教育高度活性化推進事業の中に、学力進路指導充実対策事業があるが、子どもに負担、しわ寄せがあるのではないか。③クラブ活動への民間人の登用。④学校開放講座に援助を。

【教育長】 評議員制度は、府立校長会、教育委員会で検討中。認識としては地域に開かれた学校という意味で、それぞれ地域住民の信頼を受けるための学校づくり、学校教育に

ついで重要な制度であると考え。検討中の中身は前提として、1、学校自身が自己評価の確立することが肝心。2、校長がしっかりリーダーシップをもって学校経営に自信を持ってすすめること。府立の校長会、教育委員会でそれぞれ検討し、市町村教育委員会でやることについては情報は提供はするが、市町村の判断に任せる。

【高校教育課長】 活性化事業は学校の特色づくり、特色科づくり、生徒一人ひとりに応じた指導による進路希望の実現に向けて取り組んでもらっている。負担増の48校平均は11年、12年の比較で新入生宿泊研修は1人当たり270円ぐらいの負担増。学習合宿で喪400円程度の負担増。学校別では新入生宿泊研修は13校で徴収額を減らしている。

【保健体育課参事】 外部指導者の派遣、市町村の枠を超えた合同練習会の開催などをはかっている。独自でアドバイザー招へい事業も実施。

【社会教育課長】 10年度から徐々に総額予算が下がっているのは事実。

山本正（府民・宇治市久世郡）

① 総合教育センターに事業——トータルアドバイスセンターでの相談事業の状況と成果、相談を受けた内容の分析、施策化。②総合的な学習時間——平成11年度から予算がついたが成果、12年度までの学習の成果と評価。

【学校教育課長】 平成11年度間の相談延べ件数——来所1448件、電話2918件、巡回146件。平成12年度が15559件、944件、105件。約半数が不登校。相談事例の分析結果に基に指導のあり方について提示しながら、教育相談にかかわる各種研修講座の内容に対応。教育資料として事例研究のまとめを発刊。総合的な学習の状況は、昨年度研究指定校が2年次として研究発表、授業公開をしている。

坂根康史（公明・伏見区）

不適格教員——初任者研修事業などの研修の成果が学校でどのように生かされているか。不適格教職員の研修はどのようにするのか。教員採用するとき一定期間試用期間を設けることはどうか。

【学校教育課長】 初任者研修は、総合教育センターで年間30日間、勤務校で60日間。教育活動の場面に則して研究を進めている。年2回宿泊研修、体験的な研修等も実施。教育公務員としての自覚と使命感、実践力を高めるよう充実をはかっている。

【管理部長】 試用期間にあたるものが、条件付採用期間で、この期間が終了するとき、学校での勤務評価を取り寄せて、正式任用すべきかどうかを判断している。この期間に十分指導していく。

小巻實司（自民党・下京区）

①校長、教頭に先生の評価ができるようになったと聞くがどのようなものか。②週5日制になったら先生が地域のボランティアに参加することだが、どう指導するのか。③大阪府教委が問題行動の先生を公表したが、京都もこうした教員がいれば厳しい対応が必要。④学校の掃除を業者がしているがなぜか。⑤鳥羽高校が選抜に行くと思うが、親の負担にならないよう援助を。

【教育長】 教員の勤務評定制度がある。今やっているのは定期昇給するときの判断基準をするときの病気休暇、遅刻という評価で、現在、論議されているような評価システムにはなっていない。今年の人事院勧告、府の人事院勧告の中に、行政職員も含めて問題のある人、能力ある人を明確に評価する制度を検討しようという動きがある。

不適格な教員であれば辞めていただくというのが、私の個人的な見解だが、率直に思っている。

【教育次長】 教員のボランティア活動——5日制導入にともない地域社会の一員として活動するよう奨励するという通知を出した。日常的な参加は不十分で研修の中にボランティアを取り入れている。教育的にも意義の高いことで、研修や市町村とも連係していき

い。学校の掃除は京都府下では業者でなく生徒がやっている。

【教育長】 「不適格教員は辞めていただく」という、教育長の「個人的」発言については、再度、「あくまで個人的な考え」との念押しがあった。

2000年決算特別委員会・土木建築部 11月8日

岩田 隆夫（日本共産党、中京区）

談合、不正防止に真に役立つ入札制度改善を 官公需適格組合の活用など、中小企業への受注拡大を

【岩田】

2点について伺います。第1に、入札制度の改善について伺います。公共事業の発注をめぐって、土木事務所職員と工事業者の増収賄事件が続いています。今回、入札予定価格の事前公表など一連の改善策が出されましたが、不十分だと思うのです。まず、来年1月から実施されると伺っていますが、予定価格の公表そのものは本府発注工事の全部についてなのか、一部についてなのか、伺いたい。もう一点、それともかわりますが、官公需適格組合の受注機会の拡大について伺いたい。土木建築部は官公需適格組合制度の適用が皆無に近いのではないか。この点については、わが党議員団の荘司議員が本会議でも指摘しているところですが、問題だと思う。私も議員団から直接連絡が取れました12組合中、回答があった10組合のすべてが、「土木部から指名そのものを受けていない」「一、二回案内はあったけれども、仕事はなかった」「京都市からは仕事をいただいているが、府からはお呼びでない」というふうに回答されています。これまで機会ある毎に、本府の官公需発注について、中小企業への受注拡大と公平性の確保を求めてきた。ご存知のとおり建設省も適格組合の受注機会の拡大は重要課題と繰り返し表明していますし、本会議の答弁では部長もそういう立場からの答弁をされています。しかし現実には、いま述べたようなことです。なぜ、官公需適格組合を指名から排除するのですか。不当だと思います。お答えください。

【小林理事】 入札制度の改善についてですが、一点目の予定価格の事前公表については、他府県の状況を見ると本格実施とか、試行等を含め約20の県で実施している。そのうちほぼすべての工事で事前公表されているのが3県、主に全体の中から抽出して対象工事を設定しているのが3県、一定以上額の工事を対象にしているのが15県というような様々な状況となっています。府としても来年1月実施を考えているが、施行の金額、対象事業については入札制度検討委員会で検討中。

官公需の発注について、府における基本的考えは、府の業者の大多数が中小建設業者であることから、官公需の適格組合については、組合員の構成員の多くが単体で府の指名を受けている。ですから私も、原則としては、単体の指名と組合のものは重複しない様にとすることを基本に考えている。

【岩田】

すでに20府県で実施・試行がおこなわれているということだが、文字どおりこれは市や町村レベルの自治体も含め、談合なり職員の不正が問題となっていることから、全国でこの改善が大きな流れとなっている。今の答弁で結構だが、中途半端にならないようにためらうことなく最も効果が大きい方法を取るべきである。それとあわせ談合情報があった場合、問題の業者を排除することはもちろんのこと、すでに他の自治体でやっている入札直前の「抽選方式」の実行など、不正防止に的確に対応すべきだと考える。昨日も「読売」に紹介されていたが、大阪市では契約規則に損害賠償予約条項というのをもうけ、談合が判明した場合、受注業者が損害賠償金を支払うということで、入札の透明化へむけ、具体的な罰則項目を設け、歯止めが行われている。このような実効ある方式についてどう考え

ているのか、聞かせていただきたい。

官公需適格組合については、これまでの答弁の域を出てない。「組合のなかの業者が単体で仕事を取ることがある。指名している」とおっしゃるが、何のために適格組合を作っているかという、日ごろ当局が言っている技術力とか、力が弱いとか色々なことがあるので、技術の面でも、能力の面でも、力をつけるということで適格組合を作って、小さな業者ではできない仕事でも取るということで努力されている。文字どおり中小企業に仕事をしっかり府が発注していく、育成していくということで作られているのが、この官公需適格組合ですから、その趣旨からいえば、大きな工事も含め指名をしっかりとやるべきで、指名そのものがないというのは、組合方式は、京都府は対象と考えていないということにも取れるわけです。もう一度このところをきちっと伺いたい。

【小林理事】 入札制度は、これから検討委員会で十分に検討する問題だが、事前公表によって業者の見積もり等の努力が損なわれるというような課題もあるので、十分慎重に検討してゆきたい。

官公需については、単体と組合の重複はおかないということで考えている。現在、京都府に組合として指名競争入札を申請している業者が8組合ある。そのうち2組合については、建築の修繕工事や河川の緊急工事などの工事を、指名競争とか随契という形で発注している。あとの組合については、多くの組合員が単体と組合が重複しているので、他の組合については単体の方で参加してもらう考え。もう一つは、談合について、談合情報等ありましたら調査委員会で十分に検討し、対応している。そういうことが判明すれば厳正な対応をしたい。

癒着の温床となる「指名競争入札」から「条件付き一般競争入札」への移行を

【岩田】

入札制度の改善検討はほとんどの自治体でやっている。問題は、実効性のある制度改善にある。私が申し上げたい趣旨も、中途半端でお茶を濁すのでなしに、府民の血税を使ってやる公共工事である以上、より効果のあるようにすべきということです。「高値張り付き」が言われる中で、予定価格の公表というのは、私はいへん意義があると思いますが、中途半端にならないようにと指摘しているわけです。

いま一つ問題は、談合が成り立つには、受注する側と発注する行政側との条件が整わないとできない。一つは入札に参加する指名にあずかること、それと予定価格を知ること、ここで職員との間での癒着なり問題が起るわけですが、今は役所が入札業者を指名する「指名競争入札」が主体となっています。役所の裁量権が働く限り、政治家の口利きや、業者の談合や、官製談合や癒着の温床となって、政・官・業の癒着はなくなります。これは新聞紙上でも繰り返し報道されているところです。様々な理由で、日程だとか、質だとか指名の必要な理由と言われるが、本当に不正や癒着をなくそうとするのなら、入札参加業者を役所が指名する方法から脱却することが必要です。その意味では、現在 25 億円以上に限っている「一般競争入札」を中・小規模の工事等にも拡大することは、避けられない課題です。具体的には、①大手が中小の仕事には参入できないようにする、②府内の業者に限定する、③工事の内容、工事の等級別のランクを設ける、④今も指摘したジョイントを組むことや適格組合の有効活用など、府内の中小業者の育成・活用を前提とした「条件付き一般競争入札」への移行を検討すべき時期に来ていると思う。この点について改めて考えを聞かせていただきたい。

適格組合についてだが、繰り返し言っているように、適格組合は何のために作ったのか。それは単体では仕事がやりにくい、または技術力なり資金力なり、さまざまな問題のある業者が協同組合を結成することによって府の仕事を取ることができるようになる。技術力や資金力などの力を付けることができるということで、国が奨励し、京都府も奨励し、現に副知事も

「今日の不況の中で適格組合も含めて中小企業への発注を増やすように」と言っている。部長もそのように前回答えておられるわけですから、私は「単体でやるので」という今の答弁は納得できません。やはり官公需適格組合すべてに指名することも含め、受注を拡大することが必要と考えますが、改めてきちっとした見解を伺いたい。府は恣意的に入札から排除しているとしか私には受け止めることができない。今後は公平に門戸を開くということを改めて表明していただきたい。

【小林理事】 1点目の入札制度については、岩田委員からあったように、現在、25億円以上は一般競争入札。ただ5億から25億までの間は、公募型競争入札という形でやっております。また5億以下についても一般的には指名競争入札ですが、現在、透明性・競争性を確保する意味から簡易公募型の指名競争入札もやっております。そういう意味で府としては色んな意味で透明性・競争性を確保するための対策をしている。今後とも努力してゆきたい。2点目の適格組合の件だが、同じ話になるが、府の場合は中小零細企業が多いということで国の組合の取り扱いとはちょっと異にするのではないかと思います。中小零細企業の特性から考えて、基本的には単体であるものと適格組合のものは重複しないという原則を守っていききたい。

【岩田】

指摘・要望にとどめますが、「単体でやるのと適格組合との重複はしない」というのが京都府の立場、原則だとおっしゃいましたが、それは納得できません。今後とも指名入札から排除するという事は絶対に許されないわけですから、これについては、ジョイントを組むなど中小業者に仕事を確保するという努力をしていただきたいという点を要望しておきたい。

入札の改善については、指名をやる以上、恣意的・人為的な選定作業が入るわけで、すでに北海道が実行に踏み切りたいへん効果を上げています。入札参加者の選考に際し、指名選考による恣意性を排除するために、選考に人為性を全く含まないコンピューターによる機械的なランダムカット処理などをやっていますが、こうした先進例を参考に抜本的に改善できるように検討していただきたい。それから今も言ったように中小の規模の工事について、本来入札参加者を恣意的に指名することは止めて、きちっと府内の業者、中小企業にランクごとに仕事がまわる門戸を開放する「条件付き一般競争入札」への移行についても十分に検討していただきたい。

新井 進 (日本共産党、北区)

木津川右岸運動公園の用地買収の状況、費用、単価はいくらか

【新井】

一点目は、木津川右岸運動公園についてですが、本会議の答弁で、名神より南側、いわゆる当初計画でいうと駐車場や調整池部分を「早く整備したい」とのことであったが、南側の部分の用地買収の状況、買収費用、買収単価はいくらか。同時に、アクセスについては、府道太陽が丘線からの進入路、これは京都府の工事分ですが、これの進行状況はどうか。また、JR長池駅からのアクセスは城陽市側の工事だったと思うが、これの取り組み状況をうかがいたい。

【公園緑地課長】 第二名神から南側の用地の状況はどうかということだったが、用地の進捗についてはそういう分け方はしてないが、全体でいうと、先行取得ベースとなるが取得率が約69%の取得が終わっている。これまで要した用地費だが、これも全体で、先行取得ベースで約51億円です。用地単価は交渉中ですので、差し控えさせていただきます。アクセス道路は、現在、鋭意用地を買っていただいております、先行取得を含め3割強の用地だと聞いている。またJRからの市道、街路については、具体的な数字は把握してないが、鋭意用地取得に努めていただいていると聞いている。

【新井】

69%の用地取得ということだったが、前に北部分を14㈬、29億円で買い上げたのですが、これで5割くらいはいった。この時に29億円であったが、今お聞きすると69%ですから、残りのところでまた20億円余り。これは単価でいうと高くなっていないか。というのは前は1㎡で2万1千円で29億円だったが、そういう意味でいうと単価が上がってきていると感じる。パーセントでなく、面積でもう一度数字を出していただきたい。

もう一つ、全体計画当初で29㈬だったが、全体の用地買収についてかつて100億円という答弁があった。現在までで51億円ということだが、ただ問題は長尾組の砂利洗浄のプラントの補償問題が残っていると思う。これについて今、どんな交渉となっているのか、お聞かせ願いたい。

【公園緑地課長】 木津川右岸だが、全体の公園の計画面積は30.9㈬。その内、現在、21.2㈬が買えている。先ほど約51億円という数字を言ったが、これは一部、建物補償という形で補償物件の費用も入っている。単価については申し上げられない。プラント補償の件についてだが、現在、営業中の大規模な物件なので、移転先地も含めいくつか調整すべき課題もあり、現在、補償の考え方も含め地権者と折衝中。

【新井】

木津川右岸については、もともと砂利採取跡地を緑に復元するなり利用するということはやらないといけないわけで、全体420㈬ほどある。その中で運動公園用地については、もともと砂利採取業者自身も「協力する」ということであつたものから出発している。それが今、お話があつたが、用地費だけでなく、さらに移転補償費も含めてこれから交渉に入るわけで、地元では相当な金額がすでに取りざたされている。これがもしも高い単価になれば、残りの用地買収なり、砂利採取跡地の利用計画にも禍根を残すことになりかねない。そういう意味でいうと、業者の協力も含め、適切な執行を要望しておく。

丹後リゾート

公園部分だけで17億円を予定。地元経済の活性化に役立つ事業こそ急ぐべき

【新井】

2点目は、丹後リゾート公園についてですが、97年度から公園整備しているが、現在の進捗状況は全体でどうか。とくに平成9年度で公園計画の変更をしたが、この変更した整備計画でいうと総事業費はいくらになる予定なのか。あわせて若干の用地問題が残っていたが、その解決はしたのか、用地費は総額でいくらになったのか伺いたい。

【公園緑地課長】 用地については、先行取得ベースで約96%の取得を終えた。現在、取得した用地の範囲で、規模として約15㈬を想定しているが、その規模のところに散策路やテントサイト、展望施設等を作り、供用をはかっていきたい。おおむね5年程度をめざしているが、これに要する費用として約17億円程度を予定している。

【新井】

丹後リゾートにかかわっては、今、先行的に地球デザインスクールということで部分的に活用が始まっている。「部分だから全体ではないよ」ということかもしれないが、ただ去年1年間の利用状況を見ていると、900人。その内、450人が夏まつりの参加者。実質的には450人あまりであつて、今のああいうやり方でいくと、実際に整備をしても地元の地域経済の活力につながるのかなと首をかしげざるを得ない。それよりも、今178号の伊根・養老バイパスをやっているが、この前聞いたらこの完成時期が10年後くらいになりそうだということだったが、それなら思いきって養老・伊根バイパスの完成を急ぐというくらいの方に、公園についてはいったん中止して、そちらに回したほうがよっぽど丹後地域の経済活性化に役立つのではないか。その意味での検討だけを求めている。

網野町・CCZの埋立地の利用計画は そもそものリゾート開発計画に問題。府として厳しく総括すべき 【新井】

3点目の問題は、網野のCCZ計画の問題です。今年予算の段階で、養浜事業は今年で終わり、あとは様子を見るということだったが、埋め立てた埋立地の利用計画は現在どうなっているのか。

【公園緑地課長】 CCZの背後地については、埋立地は、都市公園事業の八丁浜シーサイドパークという形で、網野町が平成元年度から順次整備をおこなっているところであるが、とくに海づくり大会の会場となった跡地の辺りについては、現在、網野町において整備計画を検討。まとも次第整備がなされると聞いております。

【新井】

CCZの埋立地について町が整備計画を持たれるということは承知しているが、問題は、やはり当初の計画は、養浜事業をやり人工護岸をつくって、そして埋立地をリゾート施設として開発してゆくという計画だった。これが今は空き地になっている。こないだ海づくり大会はやったが、これの利用計画が立たなければ、実際問題としては50億円余りを事業費で注ぎ込んだわけで、これが地元の地域の活性化につながらないという点では、本当に無駄にはできないのではないかと。そういう意味では、府が町との間でもっと積極的な役割を果たすべきだし、協議をどうされているのか、これについてはもう一度お聞かせ願いたい。

【公園緑地課長】 CCZだが、現実には今、町の都市公園事業として整備を進めるという形で都市計画決定がされ、事業認可がおりているわけで、町の計画等について、私も府政の課題にはかかわっていくが、基本的には町が主体的に取り組むものと考えている。

【新井】

CCZは、今の段階でこうなっているのだから、やはり計画自体に問題がなかったのかどうか。ああいう所で埋め立てして、リゾート開発すれば何とかなるんだということで工事をして、結果としては「4府総」のなかの一つの目玉が空き地で終わっている。そういう意味では、土木部としても一つひとつの工事についてどれだけ地元地域の経済に貢献できるかという評価をきちんとすべきだと考える。その意味でこのCCZは、厳しい総括を土木部としてはしていただきたいということを申し上げておく。

京都縦貫道（綾部・宮津間）の事業費膨張（約200億円）の原因は何か いくら膨張しても、とにかく事業はやるという無責任な態度は改めるべき 【新井】

4点目は、京都縦貫道についてです。綾部・宮津間の工事費について、平成2年の整備計画の策定時が700億円とされ、平成4年度の事業実施計画策定時は1000億円といわれていたが、先日の9月の建設常任委員会で1200億円となっている。96年11月の決算特別委員会の時には、1000億円といわれていた段階で、南区間は670億円といていた。そうすると北区間が330億円余だったはずだが、これが今、北区間が530億円になったということになる。なぜ、12.1和の間で200億円も増えているのかというのがわからない。この点を説明いただきたい。

あわせて、今後の計画となるが、宮津・網野間の総事業費の見込みはいくらになるのか。また、丹波・綾部間の国直轄事業について、総事業費はいくらで、府の負担金なのか。こ

の点を教えていただきたい。

【道路建設課長】 綾部・宮津道路の事業費については、平成8年の決算委員会の時に、「全体として1000億円を超える見込み」と答弁申し上げている。また、平成9年の決算委員会において、南区間が670億円、北区間ではおおむね500億円というふうにお答え申し上げておまして、先日の9月議会において3件の附託案件等を承認いただいたわけですが、これらから申し上げて200億円も増えたということはございません。それから、宮津・網野の事業費については、まだ事業未着手の区間があり、今後、コスト縮減策等も含め事業箇所、あるいは事業の時期、事業費用等を検討していく中で、それぞれ事業化の段階で明らかになるものです。また、丹波・綾部についても同様で、まだ予備設計中のところもございませんので、全体事業費は算出されておられません。

【新井】

京都縦貫道については、委員会毎に少しずつ上がってきている。ただ、私が質問したのは平成4年の段階の事業実施計画の策定時には、約1000億円という数字を出している。間でそれが「1000億円を超える」になり、さらに今度は「1200億円」となってきた。だから1000億円との対比でどうなのかと聞いている。700億円との対比でいうと、「700億円は極めて概算だった」というのが前の説明だった。しかし1000億円というのは、事業実施計画にもとづいて算出した額なので、それがその時にいただいた資料でいうと南区間の主な橋梁などは全部終わった段階で1000億円と算出したとなっている。そうすると200億円増えたということになる。「200億円も増えてない」でなく、200億円も増えたのは事実なんです。平成4年からいえば、そういう意味でいうと、その理由は何かを聞いている。この点についてお答えをいただきたい。

また、宮津・網野間の総事業はまだでないということだが、今も言ったように、綾部・宮津間についていえば整備計画の段階で約700億円、事業実施計画の段階で約1000億円というのを既に出しておられる。で、宮津・網野間については出せないという話にはならないではないか。だからやはり、概算ででも全体としてこれだけの事業費を見込んでいるというのを進めてゆく、しかしその中でコスト削減なども含め全体として抑制する場合もあれば、もう一方で特殊な事情が起り膨れ上がる場合もある。ただ、トータルでどれくらいになるかはわからないけれど、とにかく事業はやるんだというやり方では、われわれはまともな審議はできないではないか。その点ではそういう資料を概算でもいいから出していただくということが必要だと思うわけです。

【道路建設課長】 綾部・宮津道路の事業費については、平成4年の時点では、南区間の本格的な工事にかかったばかりであって、当時まだ北区間については超概算の事業費であった。京都府としては初めての事業であって、経験もしておらず、他の事業で実施をしておられる「キロ当たりいくら」ということで推計したものを、もし1000億円というふうな言い方をしておるとすれば、そういうことであったのではないかと。従って、今の宮津・網野間も同様でして、まだ測量等も実施していない段階なので、まさに事業費は積算できる状況でない。

【新井】

縦貫道の1000億円は、私はメモでいただいているんですよ。そちらから、平成4年の段階で。この時には、南区間は今おっしゃったように、「もう構造物の詳細設計まで入ったからこれだけです」。北は、まだ「暫定用に2車線、部分的に4車線。これで計算しました」ということだった。それで、700億円について、「なぜ1000億円になったのか」と聞いた。その時も、「700億円は、いや、工種別の延長単価かける延長による試算だったから、300億円膨れたんです」という話だった。今も同じような話ですね。結局、土木のところだろうと、整備計画であろうと事業実施計画策定段階であろうと、結局よく分からないまま工事だけは進めていくのだということになりかねないわけだ。そういう意味で私は、財政が

厳しい話がいっぱい出ているのだから、対効果の問題、もう一つは財政状況を見極めて全体としての総事業費はどれだけ、それをどうするのかというのを議会にも明らかにして、急ぐべきものか、それとも先に送れるものかという検討をすべきで、とにかく事業をやれば後は野となれ山となれでは困るわけです。そういう意味で、資料で出せるものは出して、皆の智慧を集めて検討するという立場で今後は対応していただきたい。この点を申し上げて終わります。

島田 けい子（日本共産党、右京区）

大規模プロジェクト優先で、交通安全対策や高齢者にやさしい道路づくりの予算は削減。府民の暮らし、安全こそ重視されるべき

【島田】

道路維持、安全の面から少し伺います。例年、私ども議員団は、府下市町村議員団といっしょに土木事務所なり、振興局に改善要求を提出しているが、たいへん厳しいなか改善をいただき感謝したい。そこで現場の担当者の中から、「たいへんお金がない」ということを聞きます。

さて、この間の道路維持補修事業費、交通安全施設等整備事業と、これによる歩道設置のキロ数の延び、そして府単独の交通安全特別対策事業費、高齢者にやさしい道路づくり事業の推移に絞ってお示ください。平成9年度以降、財政健全化ということで軒並み予算が削減されておりますから、平成8年度から比べていただければありがたいと存じます。

【道路整備課長】 道路維持補修事業費は、8年度27億6400万円、9年度が24億8900万円、10年度が33億2200万円、11年度が35億2900万円ということで、道路維持補修事業費については、維持補修が非常に重要だということで伸びている。交通安全施設等整備事業については、8年度が41億6300万円、9年度が50億800万円、10年度が44億4800万円、11年度が29億5100万円ということで落ち込んでいる。単費になるが、交通安全特別対策事業費、いわゆるガードレールの補修とか区画線、標識などの関係だが、8年度が4億1200万円、9年度が3億9800万円、10年度が2億6100万円、11年度が1億2100万円。高齢者にやさしい道路づくり事業については、8年度が3億400万円、9年度が3億300万円、10年度が1億9500万円、11年度が1億4100万円。

なお、高齢者にやさしい道路づくり事業費、交通安全特別対策事業費は、数字上は落ち込んでいるが、道路維持補修事業費でかなり柔軟に対応しており、これをある程度振り分けて、実際は実施している。

歩道の設置距離については、8年度が33.8㌔、9年度が27.0㌔、10年度が32.5㌔、11年度が10.6㌔。

【島田】

数字をお示しいただいたが、なかでも交通安全施設整備について、11年度の落ち込みがたいへん大きいですが、国の緊急経済対策等々でデコボコはあるが、やはり縮小傾向は否めない。そして府単独の交通安全特別対策事業については、平成8年当時4億円規模から現在1億2000万円と三分の一以下になっているし、高齢者にやさしい道路づくり事業については、8年度に3億400万円が11年度には1億4100万円と、これも大幅減少で、12年当初では8000万円と大幅減額です。

平成11年度は、梓的単独事業50億円が9月補正で減額となって、とりわけ影響が大きかったのが生活関連整備事業かと思えます。事業の平準化で30億円を前倒したと言われてきましたが、生活関連基盤整備にどれだけ回ったのか、再度聞かせていただきたい。わたくし専門ではありませんが、いろんな工夫が現場であって当然かと思うが、結果でみると、交差点改良が平成8年当時で6ヶ所、これが現在ではわずか1ヶ所となっています。道路

標識は、173 から 26 本。道路照明については、188 基から 72 基という具合で、交通安全の観点から、また高齢者や子どもたちにやさしい街づくりという点から問題があるが、いかがか。

【道路整備課長】 財政事情が厳しいのは事実ですが、限られた予算を重点的効率的に執行し、地元とよく協議し、緊急性・必要性が高い個所から計画的に実施してゆく。先ほども述べたが、道路維持補修事業費等も柔軟に活用し対応したい。

【島田】

ご苦労は大変よく分かります。たしかにこうした事業は、住民にとっては華々しく目立つものではありませんが、いちばん身近な暮らしの安全にかかわります。ですから、重点的という大規模なプロジェクトにお金が回って、それ以外はしわ寄せを食うということなので、ぜひ、この点は改善が必要だということを指摘しておきたい。

マイカル撤退の長岡京駅西口再開発事業

住民の意見を聞き、地元商業振興と住みよい街づくりにむけ計画の再考を

【島田】

2 点目に、本府第 1 号の市街地再開発事業が暗礁に乗り上げておりますが、長岡京市が進める JR 長岡京駅西口再開発事業で、核出店企業でありますマイカルが撤退を表明しました。住宅棟や公共公益棟など一連の事業交渉についても、振り出しに戻った格好ですが、地元商工会も含め、マイカル撤退を機に地元商業の振興となるような計画、また、地域に住む人たちにとって「住みよい街づくり」となるよう、計画の再考を求める声が出されておりますが、いかがでしょうか。この際、計画を見直すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

【都市計画課長】 長岡京駅西口地区の市街地再開発事業については、駅周辺を中心市街地の商業集積、文化や新たな産業の創出、さらには地域の活性化に資する都市政策上において重要な施策であると認識している。現在、再開発組合及びこれを支援する長岡京市では、市街地再開発事業は重要な施策であり、今後とも事業の推進に向けて積極的に取り組むという方針のもと、現施設計画を大きく変更することなく事業を進めることを基本としていくというお考えであります。したがって、府としては施行者である再開発組合や街づくりの主体である長岡京市の意向をふまえ、対応したい。

【島田】 「大きな計画変更はない」ということだが、ほんらい駅前再開発は防災や道路などの整備が目的で始まったものが、バブル経済期に事業そのものの目的が変わり、大規模化して、大型はこの建設となったし、そこに大型店を呼び込んで地元商業への大きな打撃を与えてきた。また、採算の帳尻あわせのために、最初から 3 セク方式を持ち込み、そして地方財政負担を増加させるなど、種々の問題が引き続いたにもかかわらず強引に押し進められたものです。私はこの際、住民の声をよく聞いて真に住民のための駅前再開発計画となるよう、再検討を求めたいと思います。もちろん主体は長岡京市ですから、その責任は重要なわけですが、本府第 1 号の開発事業でもありますし、ぜひ、住民参加という点をしっかりとふまえて見直しをしていただくよう、これは要望しておきます。

交通安全灯の設置基準の改善、笠置トンネルの照明改善を要望

【島田】

3 つ目は、交通安全灯の設置についてですが、これも住民要望が非常に強く、府道への設置についても多くの要望が出されていると思います。そこで、府の設置基準が、交差点及び横断歩道ならびに階道となっている点で、基準の改善が要望されていると伺いますが、いかがでしょうか。

【道路整備課長】 道路照明施設については、夜間に事故が多発したり、発生すると予想される危険な交差点等に、必要に応じて道路照明施設の設置基準があるので、それに基づいて設置している。

【島田】 最後に要望ですが、笠置トンネルなど、「雨天時はたいへん暗くて狭いトンネルなのに、歩行者も自転車もそこを通過してたいへん危ない。せめて照明を明るくしてほしい」という要望が出ている。「国の基準の明るさにてらせば、基準はクリアーしている」とおっしゃるが、やはり実情に応じて改善はすべき。また、反射板であるとか電球をつけても、維持管理という点で清掃が行き届かないと、曇って暗くなるという事態も生まれているのではないかと。こうした点もふくめ、ぜひ地元の要望も受けての改善方を要望し、質問を終わります。

梅木紀秀（日本共産党、左京区）

公営住宅法改悪以降、府営住宅の高齢化に拍車。特賃住宅でも空き家が増加。 多子世帯や若い世帯の優先入居、家賃軽減策など具体的対策を

【梅木】

公営住宅法の変更にもなっていて、府営住宅条例が改定されて3年になるが、本会議の反対討論で私が指摘したとおり、高齢者、障害者の比率が高まり、岩倉団地でもたいへん苦勞しておられる。町内清掃の場合にも、しゃがんで物を取ることができる方が限られてきており、本当にたいへんなことになってきています。この状況をどう把握しているのか、どういうふうに手を打とうとお考えか、お聞かせ願いたい。

同時に、特別賃貸住宅である長谷団地について、空き家が目立つ。一つの棟で5戸ずつの5階建てだが、それぞれの階で電気が消えている状態のところがある。そういう事になると、棟の役員を担うのもたいへんだし、実際に長谷団地の場合は30戸ほどの空き家があることで自治会費にも困っている。これについては、当初から特賃については収入基準をこのままにしておいたのでは大変になるということを指摘していたが、これが実際に状況になってきている。何故こうした事態になったのか、どういう対策を打とうとしているのか、お聞かせください。

関連して、府営住宅全体の空き家の件数と特賃の方の空き家の件数をお聞かせ願いたい。また、平成9年度までが前の住宅条例となり、10年から新しい住宅条例になると思うが、家賃収入はどうなっていますか。参考のために平成7年から全体の使用料収入を教えてください。

【住宅課長】 空き家の状況は、年に6回募集しているので変動しているが、だいたい公営が12500戸あるのに対し、ほぼ400戸程度空いている。また、特賃が1600戸に対し100戸程度空いている。とくに特賃については、中堅勤労者むけの公的住宅として府独自に建設したものであって、現在、100戸程度、委員指摘の長谷団地については30戸の空き家となっている。入居希望者が少なくなっている理由としては、最近の低金利政策にくわえ、マンション等の取得に対する優遇税制もあり、入居対象者層の住宅取得が進んだためである。このことは平成11年度に、長谷団地を退去された10戸のうち9戸までが「住宅取得」が理由であったことから明らか。この対策だが、年間6回、入居者募集を行い空き家の解消に努めている。また、平成8年の法改正にともない、平成10年から「応能応益」という考え方で新たな家賃設定をしているが、これにともない平成7年度からの収入比較を申し上げますと、平成7年度が42億3268万円、8年度が43億776万円、9年度43億4926万円、10年度36億4429万円、11年度36億4579万円となっている。また、高齢化の問題は、団地のコミュニティーの活動が低下することは十分に予想され、今後の課題の一つであると考えている。

【梅木】

府営住宅は、一般の公営住宅よりも特賃の空き家比率の方が多い。長谷団地が特に多いというのは特別の事情があるかもしれないが、長谷団地の場合は、話を聞くと1棟の場合24500円の家賃を以前は払っていた。ところが現在、入居できる人は安くても31700円、高ければ42000円払わなければならない。42000円となると近所のアパートに住むのと変わらない。これで38・7㎡なんだから。それから2棟の場合には26500円だった。ところが入れる人は、少なくとも38400円、高くても48000円。もう少し広い方がいいということで他のアパートに行くこともある。ちょっと上積みして新しい家を買おうかということで出て行く。こうしたことは最初から予想、予定されていたことだ。収入のある人は出て行けということだ。年間7億ほど家賃収入が減っているが、長谷団地の家賃が30戸分だとすると、4万円平均で120万円。12ヵ月で1500万円ほどの収入減となる。財政が大変なこの時に空き家を埋める努力をどうするのか。これは2年間ずっと指摘している問題だ。特賃については、いつまでも評論家みたいなことを言っているのではなく、きちっと30戸を埋めるための手だてをどう打つかという、実行が大切だと思う。そのためには、収入基準を下げるのか、それとも家賃を特別に下げるのか、どちらかだ。そこで注目されるのが多子世帯入居で、この間の例では5戸募集したら21世帯の応募があって大変好評で、在住の方にも「若い人が入ってきた」というので、これはたいへん喜ばれている。今度11月に多子世帯7戸を募集されるが、ここへの応募も多いと思う。こうした施策、また特賃については多子世帯や若い世帯に家賃を特別に下げるなどを実行することで、空き家を埋める努力をしないとイケない。これが私の意見だが、特に特賃をどう埋めるのか、高齢者化への対応をどうするのか、再度お答え願いたい。

【住宅課長】 特賃についての空き家比率は、公営よりはたしかに高いが、ただ絶対数として100戸程度が果たしてどの程度高いのかということは、率にして7%程度でもある。空き家募集も常時回しており、一定の空き家もそれなりに必要となる。ただ長谷については8%強であり、空き家解消に努める一つとして、収入基準について、平成9年に住宅管理審議会を開き家賃そのものを公営にならって決めるということで決定しており、そういう所で今後議論していただく機会がくれば考えたい。入居者の高齢化の問題は、日本中で同じ問題であり、府としても入居者のみなさんの活動支援という点で何ができるのか、土木事務所を中心に管理人会議等をやっており、この中で意見も伺い、今後検討する。

【梅木】

長谷団地は、ほぼ常時30戸程度の空き家がある。今度7戸募集で、入る予定が3戸。いま「しかるべき機会に」という答弁だったが、平成9年から審議会が開けてないのであれば、開いてでも審議していただく必要がある。そういう努力を求めている。現場住民の声を真剣に聞かないとイケないということを、私はいまお伝えしたので、ちゃんと対処してほしい。来年はきちっと手が打てるように、これはぜひお願いしたい。

国直轄事業の地元、中小への発注率はどうか。 府の地元中小の建設業者を守り、育成する対策を

【梅木】

二つ目に、建設業関係の問題だが、先ほども島田委員から話があり、私も予算特別委員会で指摘したが、全体に国直轄事業が増えてきている。府道478号(京都縦貫道)中心に増えてきているという話だが、同時に生活関連が減らされてきている。調べてみたら、例えば98年度の場合には、道路橋梁費に限ってだが、国直轄が当初では92億円の予算が補正後232億円で2.5倍もの額になる。99年度は92億が191億で2.0倍になる。「景気対策」ということで補正がどっと組まれている。それが今年度予算では、道路橋梁費について国直轄をそれまで92億円だったものを、一気に125億円に最初からつむということがなされている。一方で、土木費全体は132億円減っている。土木費全体で132億減らしてお

きながら、その中の道路橋梁についての国直轄が33億円も増えている。これは「478号が増えているからだ」とおっしゃったが、これを「重点化」だと言っている。先ほどの富樫課長の答弁は、自分のところの、道路整備課の中での「重点化」、その努力だとは思いますが、府全体でいうとこういう「重点化」がなされてきている。

私が問題にしたいのは、国直轄の比率が約2割程度になってきているが、果たしてこの中で京都府の業者はどれだけの仕事をする事ができているのかという事。国直轄の事業の中で、中小業者への発注率、地元への発注率はどうなっているのか、教えていただきたい。

大分県にならい、施工体系図、契約書の提出など下請け業者の保護対策を【梅木】

また、「重点化」の中で生活関連の事業が少なくなっているということは、住民要求にも反するわけだが、京都の中小業者にとっても、仕事がなくなるということにつながっている。こうしたなかで下請け単価がどんどん切り下げられている。現に、公共事業についても、労務単価が下がってきたことを理由にして、減額補正もなされている。下請け業者をどう守るのかということが課題となってきた。大分県の場合には、下請けを保護するために建築の施工体系図の提出を、県の公共事業については求め、なおかつ下請けとの契約書を提出させている。口頭の契約だけではどんどん切り下げられるということへの、下請け保護の施策としておこなっている。ですから、施工体系図の提出、下請けとの契約状況の提出を求めるべきだが、どうか。お答えいただきたい。

さらに、明石市の例だが、ここでは「産業活性化緊急対策事業」ということで、住宅改良の際に、明石市内の建設業者に頼む場合には10%補助（最高限度10万円）している。実施したら、当初1000万円の予算を組んだら大変好評で、520軒からの申請があった。ここで3000万まで上積みすることになったらしい。3000万円まで上積みをすれば、3億円の仕事が明石市の業者に発注されるわけです。これは緊急の対策ではあるが、府でも保健福祉の関係や商工の関係などで連絡を取りつつ、地元の建設業者に仕事をおこし、なをかつ府民に喜ばれるということで、バリアフリー化をするなどの制度をぜひ検討してほしい。お考えを伺いたい。

【小林理事】 建設省の国直轄事業の府内業者への発注は、把握しておらず資料がない。ただ、府としては府内業者の現在の経営状況等を考え、機会ある毎に建設省や公団等に「工事発注については府内業者に出すよう」と要請している。

下請け業者の保護について、契約書等の添付をということだが、府としては施工体系台帳の提出や施工体系図の提示については、建設業法に基づき、土木工事の共通仕様書において、下請け契約の総額が3000万円以上の場合、それぞれ提出及び提示をしなければならないという規定がある。日常の現場監督や一定の点検日を設け厳正に指導している。また、下請けの関係は、建設業法に基づき、日ごろから下請け契約に対する代金の支払いの適正化について、これまでから業界への指導をしており、最近も8月に適正な対応を文書で出した。

【竹内次長】 産業の活性化、あるいは仕事おこしについてだが、府においては国の緊急雇用特別基金を活用した事業をはじめ、府内全域で雇用効果が高められるよう、公共事業、単独事業の着実かつきめ細かな実施に努めている。なお、住宅の改修については、補助制度ではないが、府民のみなさんが住宅の建設、増改築、修繕等される場合に必要な資金を低利融資する制度として、住宅建設資金融資制度、あるいは改良資金融資制度をもうけている。

中小業者のへ仕事おこし、発注率引き上げへ、行政の智恵をしぼるべき

【梅木】

国直轄事業の中小及び地元への発注率は、一度きちんと問い合わせ、資料を提供してほしい。資料要求します。

また、中小企業への仕事おこしをどうするのかという点では、我々はこうした不況下だからこそ生活関連の事業をおこして、地元の中小業者に仕事ができるように度々指摘してきた。公共事業も大きなものより小さなものの方が、今、求められている。そうしつつ、なおかつ下請けをしっかりと保護し、京都の業者を守ることを商工部とも連携し、十分に取り組んでいただきたい。特に仕事おこしの面では、今、融資の面での話があったが、融資ということより更に踏み込み、緊急に景気を刺激するということで補助事業でやるということ。例えば、1割を一般財源で出し、あと9割を地方債で許可してもらい、「有利な財源で工事をやる」という場合よりも、市町村が明石市のように事業をやる場合には、その半分を府が持てば、1億府が予算を組み市町村がそこに1億を上積みすれば、20億円の仕事が地元中小業者に発注されることも考えられる。いま、本当に京都の建設業者が困っている時に、智慧を絞らないといけない時だ。「融資があります」ということだけでなく、このことはぜひ検討していただきたい。

【小林理事】直轄事業の府内業者への発注は、近畿地方建設局では公表してないということで理解願いたい。

【梅木】「国の方は公表してない」という制度を説明しても何もならない。「制度」はわかるが、それなら「発表すべき」と国に申し入れるべきだ。中小企業への発注率は国でも問題にしていることであり、また直轄事業については国に言われて府は125億円も出しているものだ。大変な額を出すのだから、それが京都府の中小業者にどれだけいつているのか、「国が発表してないから知りません」ですむ問題ではない。こんなことは通用しないということを強く指摘し、再度資料要求したい。国に言った結果、どんな回答だったのか、お答え願いたい。

【小林理事】建設省に聞くと、県別とか事務所別には集計しておらず、公表してないということだったので、ご理解願いたい。

●他党派の主な質問

山本正（民主府連、宇治・久世） ① 砂川団地の周辺整備など。② 太陽が丘、丹波自然公園の時間延長。③ 近鉄・小倉駅舎の改善問題。

坂根康史（公明、伏見） ① 府営住宅のバリアフリー化を。② 入札などへのIT活用。

工藤香代子（新政、城陽） ① 道路の電線の地中化。② 道の駅整備。③ 府内の危険箇所は何ヶ所か。④ 河川への産廃、汚物廃棄対策を。

高屋直志（自民、北桑田・船井） ① H11年度の企画調査事業の成果は。② 5府総への決意は。

近藤永太郎（自民、西京） 第二外環立体交差事業促進を。

小巻實司（自民、下京） ① 大手とJVを組めば、地元中小は人夫なみの扱い。大手の京都支店が仕事しても京都に税金は落ちない。設計もふくめ、地元中小で十分に仕事はできる。今は、3000～5000万円規模でも大手が仕事を取っている。もっと中小に出すべき。② 「京の川」づくりはよいが、夜、中学生がいちゃついており、対策が必要。植木が枯れているので対策を。除草するなら根元から刈るべき。③ 新しい道路作っても信号機設置が追いついてない。早くつけるべき。

12月議会は、12月1日開会

高橋進府議が代表質問（12月5日）

一般質問には、西山、高橋昭三、太田、梅木の4府議が（7・8日）

質問の締め切りは、12月6日（水）午後5時です

傍聴にお越しください